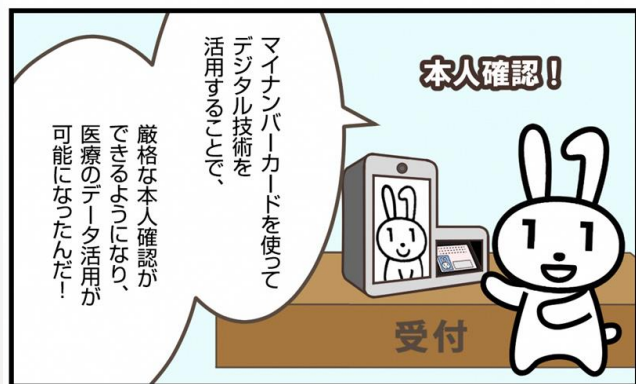




2023.1.15マイナンバーカード学習会in国立
原田 富弘(共通番号いらないネット)



(厚労省サイト 医療の未来編より)

「マイナカードを健康保険証に」?! 一体どうなる—社会・生活・個人の生き方

- [1]10.13記者会見「保険証2024秋廃止」をどう見るか
- [2]マイナ保険証とオンライン資格確認等システム
- [3]準公共分野(医療・教育・こども)の情報共有へ



[1] 2022年10月13日河野記者会見は何を語ったか

2

▼岸田首相の指示で9月29日から関係省庁の連絡会議で検討した結果を首相に報告

1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化

- ①訪問診療、あんま、鍼灸などにおいてマイナンバーカードに対応(するための補正予算要求)
- ②マイナンバーカードの取得の徹底
- ③マイナンバーカードの手続き・様式の見直し

この検討を行った上で閣議決定(骨太方針)を前倒しし、**2024年度秋**に現在の健康保険証の廃止を**目指す**
↳ **3条件+④の整備ができなければ、健康保険証の廃止はできない**

2) 運転免許証との一体化を、2024年度末から少し前倒しできないか警察庁と検討

3) マイナンバーカードの電子証明書のスマホ搭載・・・Androidスマホの開始を来年5/11に(iphoneは未定)

4) 事業者本人の同意を前提として基本4情報を提供するサービスを、来年5/16から開始

5) 民間事業者が電子証明書の有効性を確認する際、現行で必要なJ-LISに支払う利用料(署名用1件20円、利用者証明用1件2円)を、両方とも**来年1月から当面3年間は無料**に

▼記者会見での質疑

Q マイナカードを**取得しない人の医療**は？ 事実上の**マイナカード所持の義務化**ではないか？

A 河野大臣「ご理解いただけるように広報」「多くの方はしっかりと利用していただける」= **義務とは言わない**

デジタル庁担当者「廃止に向けた**詳細は今後検討**。期限を決めないとPDCAを進められない」

デジタル庁村上統括官「**有資格証明書の発行**など保険証がない人への対応策は現在でもある」

※10/24 岸田首相衆院予算委答弁「(一時的に患者が全額負担する)**資格証明書ではない制度を用意する**」④

※10/25 河野大臣「総理答弁は、紛失など**まれな事情**でカードのない人も保険で受けられるとの話」

※10/25 加藤厚相「保険料を納めた方は当然保険診療を受けることができる、これは前提」

「骨太の方針2022」で閣議決定していた内容

「骨太の方針2022」(6月7日閣議決定)32頁(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

▼マイナ保険証(オンライン資格確認)について

- ・オンライン資格確認について、**保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付け**
- ・導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す(**診療報酬上の加算の取扱い**については、中央社会保険医療協議会において検討)
- ・**2024年度中**を目途に保険者による**保険証発行の選択制の導入**を目指し、
- ・オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の**原則廃止**を目指す(**加入者から申請があれば保険証は交付される**)

▼医療DXの基盤としてのオンライン資格確認等システム導入

「**全国医療情報プラットフォーム**」、「**電子カルテ情報の標準化等**(標準型電子カルテの検討や、電子カルテデータを、治療の最適化やAI等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用することが含まれる)」及び「**診療報酬改定DX**」(デジタル時代に対応した診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、システムエンジニアの有効活用や費用の低廉化を目指すことをいう。これにより、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげる)の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、**医療情報の利活用について法制上の措置**等を講ずる。

そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部(仮称)」を設置する。

▼10.13記者会見でも、保険証廃止でも、マイナンバーカードの扱いは従来と変わらない

しかし「(事実上の)義務化」という世論が、マイナンバーカードに疑問を持つ人を申請に押しやっている

▼10.13記者会見と「閣議決定(骨太の方針2022)」の違い

保険証廃止の時期を示し、「原則」がなくなり保険証との併用を否定した

⇒国が退路を断った。しかし保険証廃止は「決定」ではなく、条件整備して「目指す」

「政府関係者によると、政府がマイナポイント付与という“アメ”から、紙などの保険証廃止＝カード取得の実質義務化という“ムチ”へと舵を切ったのは「お願いベース」ではこれ以上の上積みが難しいと判断したところが多いという。「どこかで退路を断たないとなかなか進まない(政府関係者)」という考えだ。」(TBSテレビ2022.10.29 深掘り解説&特集)

▼その意味するもの

国は追い込まれている・・・従来の普及策では計画達成はできない(アメからムチへ)

- ・2023年3月までに全住民にカード保有の方針(2019.6.4方針)が達成できないことを認めた
- ・いままで以上に、マイナンバーカードの取得強要・保険証登録の圧力が強くなる

▼今後の運動のポイント・・・・・・方針の撤回を求めつつ、具体的取り組みとして

1) 保険証廃止には①～④の条件整備が前提＝整備できなければ廃止できない

- ・① ③ ④の問題点を解明し追及
- ・②マイナンバーカードの取得の徹底を阻止・・・・問題点や危険性を伝えていく
- ・保険証廃止の法令(省令)改正を阻止する・・・・少なくとも「不利益ない選択制」に

2) 保険証廃止と一体の医療機関等へのオンライン資格確認等システム義務化を撤回・変更させる

マイナンバーカードの取得は義務化できない

▼番号法第16条の二(個人番号カードの発行等)

機構(J-LIS=地方公共団体情報システム機構)は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の**申請に基づき**、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

▼ 2019年3月15日経済財政諮問会議第17回国と地方のシステムワーキング・グループ 総務省資料2-2-2

① マイナンバーカードは罰則を伴わない形で取得を義務付けるべきではないか。

○ マイナンバーカードは、本人の協力のもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード**取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することとなり、手法として適当でない。**

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/190315/pdf/shiryoku2-2-2.pdf>

▼公務員へのマイナンバーカード取得「強要」での説明

問2 公務員のマイナンバーカードの取得について「事実上強制」との報道もあるが、必ず取得しなければならないのか(マイナンバーカードの取得は「義務」なのか。)

(答) マイナンバーカードは、本人の意思で申請するものであり、(公務員に限らず)取得義務は課されておらず、取得を強制するものではない。

(総務省自治行政局公務員部福利課の令和元年9月20日付Q&A)

<http://yabure.kokuseki.info/cns/psc/2019-09-20mic-circular.pdf>

▼マイナ保険証国会審議では(衆議院総務委 2022年10月27日)

○内山政府参考人(デジタル庁審議官)「マイナンバーカード、マイナンバー法におきまして、国民の申請に基づき交付されるものであるというふうに書いてございます。**この点を今回変更しようとするものではございません**」

○日原政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官)「今回の取組によりまして、マイナンバーカードの**保有が義務づけられるものではございません。**」

岸田内閣総理大臣記者会見（令和4年10月28日）

（岸田総理ご発言）

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、そのメリットを早期に発現するために令和6年秋に保険証の廃止を目指すとしており、保険証の廃止後はマイナンバーカードで保険診療を受けていただく、これが基本です。一方、これは保険料を納めている方については、保険診療を受けられるようにする、これは必要なことです。こうしたことから、紛失等の何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が保険診療を受けられる制度を用意する必要があると考えています。様々な例外的なケースや資格を確認する方法等の更に細部への対応を充実させるための方策について、広く国民の皆さんの声を踏まえた丁寧な検討を行うために、関係府省による検討会を設置し、そして、令和6年に向けて円滑に移行できるよう、環境整備を行ってまいりたいと思っています。
- 健康保険証を残したらいいではないかという声があるという御指摘もありましたが、マイナンバーカードで医療機関を受診することによって、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことができるなどのメリットがあるほか、現行の保険証には顔写真がなく、なりすましによる受診が考えられるなど課題もあります。こういったことを考慮して、保険証を廃止していくという方針を明らかにした次第であります。

そもそもマイナカードの目的は、成りすまし防止の本人確認

マイナンバー提出時に番号だけで本人確認してアメリカ等のように成り済まし詐欺が横行するのを防止する本人確認が目的

他の本人確認手段もあり(例: 番号通知カード+免許証)取得は必須ではなかった

個人・法人
番号通知
2015年10月

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている**
新たな**マイナンバー**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

情報提供ネットワークシステム
2017年7月試行－11月本格運用

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み。

◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号(マイナンバー)カード
2016年1月交付開始



マイナンバー
概要資料
平成28年8月版
(内閣官房・内閣府)
に経過を加筆
https://www.city.ashikawa.hokkaido.jp/kurashi/101/110/p008958_d/fil/mynumber2_2.pdf

マイナカード「全住民保有」に方針転換・・・それが行き詰まっていた

7

2019.6.4デジタル・ガバメント閣僚会議
「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」

2019.6.21「骨太の方針2019」
2023年3月末に全住民保有想定

マイナポイント第1弾など普及策

2021.6.18「骨太の方針2021」
「想定」ではなく「目指す」(方針)に

マイナポイント終了後、申請は低迷

・マイナポイント第2弾

第1弾ほどカード申請は増えず
カード申請期間を9月⇒12月に延長

しかしカード申請も6割に届かない状況
アメからムチへ方針転換(保険証廃止、自治体の交付金に格差等)

【デジタル・ガバメント閣僚会議
(第6回)2019年12月20日資料1】

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai6/siryou1.pdf>

マイナンバーカードの普及等の取組について

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施) 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与	市区町村の交付円滑化計画 カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を发出)
マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始) 「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、 「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す	全業所管官庁等を通じた計画的な取組 関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請
国家公務員・地方公務員等の取得の推進 国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進	マイナンバーカードの普及に向けた広報 様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

保険証廃止のための条件整備①～④をどう考えているか？

8

①訪問診療、あんま、鍼灸などのマイナンバーカード対応

10/28社保審医療保険部会で「簡素な資格確認の仕組み(イメージ)」⇒

- ・訪問診療・訪問看護等の居宅における資格確認の仕組みの構築
- ・柔道整復・あんまマッサージ鍼灸の施術所等に**資格情報のみ**を取得できる簡素な仕組み構築
- ・オンライン資格確認義務化の**例外医療機関等**(紙で診療報酬請求)も簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討
- ・患者の医療・健康情報は取得せず、資格情報のみの取得となることから、4桁の**暗証番号入力なし**を基本とする仕組みとする

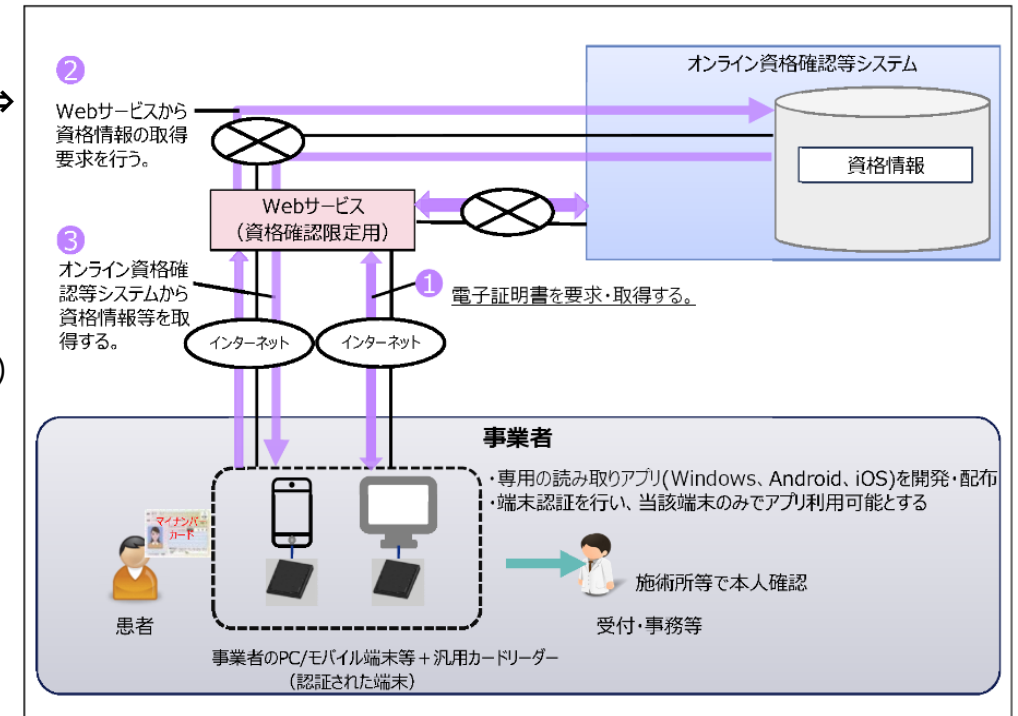
②マイナンバーカードの取得の徹底

③マイナンバーカードの手続き・様式の見直しの検討案

- ・カード紛失時等の**再発行**に必要な期間を、2024秋メドに10日程度に短縮(10/27衆・総務委 寺田前総務相)
- ・**乳幼児**(5歳まで?)は顔写真を不要に。出生届の提出と同時にマイナンバーカードの手続きを完了させる(11/2TBS)
- ・**高齢者**施設の入所者は施設長が、自宅で寝たきりの高齢者はケアマネジャーが本人確認を代行(12/6読売オンライン)

④マイナ保険証を使わない場合に、資格証明書以外の方法で**健康保険証に代わる保険診療を受ける仕組み**

- ・資格証明書＝特別の事情がない一年以上の保険料滞納者に保険証の返還を求め資格証明書を交付し、窓口で一旦医療費の全額を支払い、後で市町村から保険給付相当額を償還する仕組み・・・**保険料納付者には該当しない**(加藤厚相10/20参・予)
- ・カードがない事情(資格喪失、紛失、海外帰国等)それぞれの具体的な制度設計、実務上の運用を検討中(厚相10/27参・厚労)



条件整備のため「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」設置

▼構成員 河野デジタル大臣、松本総務大臣、加藤厚生労働大臣

▼専門家ワーキンググループ(WG)

座長 村上 敬亮 デジタル庁国民向けサービスグループ統括官

構成員 吉川 浩民 総務省自治行政局長

伊原 和人 厚生労働省保険局長

長島 公之 日本医師会常任理事

遠藤 秀樹 日本歯科医師会副会長

森 昌平 日本薬剤師会副会長

伊藤 悦郎 健康保険組合連合会常務理事

岡崎 誠也 国民健康保険中央会会長

オブザーバー 全国健康保険協会 全国知事会 全国市長会 全国町村会

全国後期高齢者医療広域連合協議会 地方公共団体情報システム機構

▼第1回 令和4年12月6日(火)18時45分～19時00分 Web会議による開催(次回はWGの検討状況を見て)
(松本総務大臣)

- ・代理交付・申請補助について、現在、カードを代理で受け取ることができるのは「病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭が困難であると認められる場合」とされているが、カードの取得に課題のある方が、代理交付を幅広く活用することができるようにするため、柔軟な対応が図られるよう検討したい。

(加藤厚生労働大臣)

- ・保険証廃止後も、保険料を納めておられる方が必要な保険診療を受けられることは大前提であり、**保険証廃止により、患者の方々、医療機関・薬局が、今よりも不便を感じることはないよう、きめ細かに環境整備していく必要がある。**
- ・全ての方がマイナンバーカードを持ちうる環境が整うことを前提とし、保険証廃止後、何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が資格を確認する方法や、その他のオンライン資格確認の課題等について、検討してまいりたい。
- ・例外的ケースについては、様々なものが考えられることから、ワーキンググループで実際の医療現場の御意見も伺いながら、広く丁寧な検討を行ってまいりたい

▼専門家ワーキンググループ(WG)

第1回12月12日、第2回12月22日、第3回12月23日

▼マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会における検討事項(案)

- (1) 特急発行・交付の仕組みの創設等について
 - ・特急発行・交付の対象者(新生児、紛失、海外からの入国など)
 - ・発行・交付に要する期間のさらなる改善
 - (2) 代理交付・申請補助等について
 - ・代理交付を幅広く活用できるようにするための柔軟な対応、申請補助・代理での受取等を行う者の確保等の具体的な促進方法等
 - (3) 市町村による申請受付・交付体制強化の対応
 - ・出張申請受付等の拡大など効率的な実施方法等
 - (4) 紛失など例外的な事情によりマイナンバーカード不所持の場合の取扱い
 - ・不所持の場合の資格確認の方法
 - ・子どもや要介護者等におけるマイナンバーカードの取り扱いについて
 - (5) 保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応
 - ・資格変更時のオンライン資格確認システムへの入力のタイムラグ
- ※その他、保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題
- ・発行済の保険証の取扱い
 - ・災害時、システム障害時の対応

▼法律改正が想定される事項

- (1) 番号法
 - ① 乳幼児の写真
- (2) 国民健康保険法等
 - ① 資格の取得や喪失の事実関係、資格確認に必要な事項の証明に関する規定の整備
 - ② 滞納対策の仕組み、滞納者への通知等に関する規定の整備
 - ③ 保険証廃止に伴い不要となる規定の削除、これらに伴う技術的改正

②2023年3月に向けたマイナンバーカード取得の徹底策

11

カードの普及促進に向けたスケジュール イメージ

- ▼マイナポイント可能なマイナカード申請期間を延長

9月末⇒12月末⇒2月末

- ▼未取得者にQRコード付カード申請書送付

第2回 7月26日～9月上旬

第3回 11月上旬～

- ▼交付金による自治体への圧力
申請率53.9%以上の自治体にデジタル田園都市国家構想交付金、地方交付税に反映させる

交付率全国1位の
宮崎県都城市の
「マイナちゃんカー」
(南日本新聞
2022年10/18より)

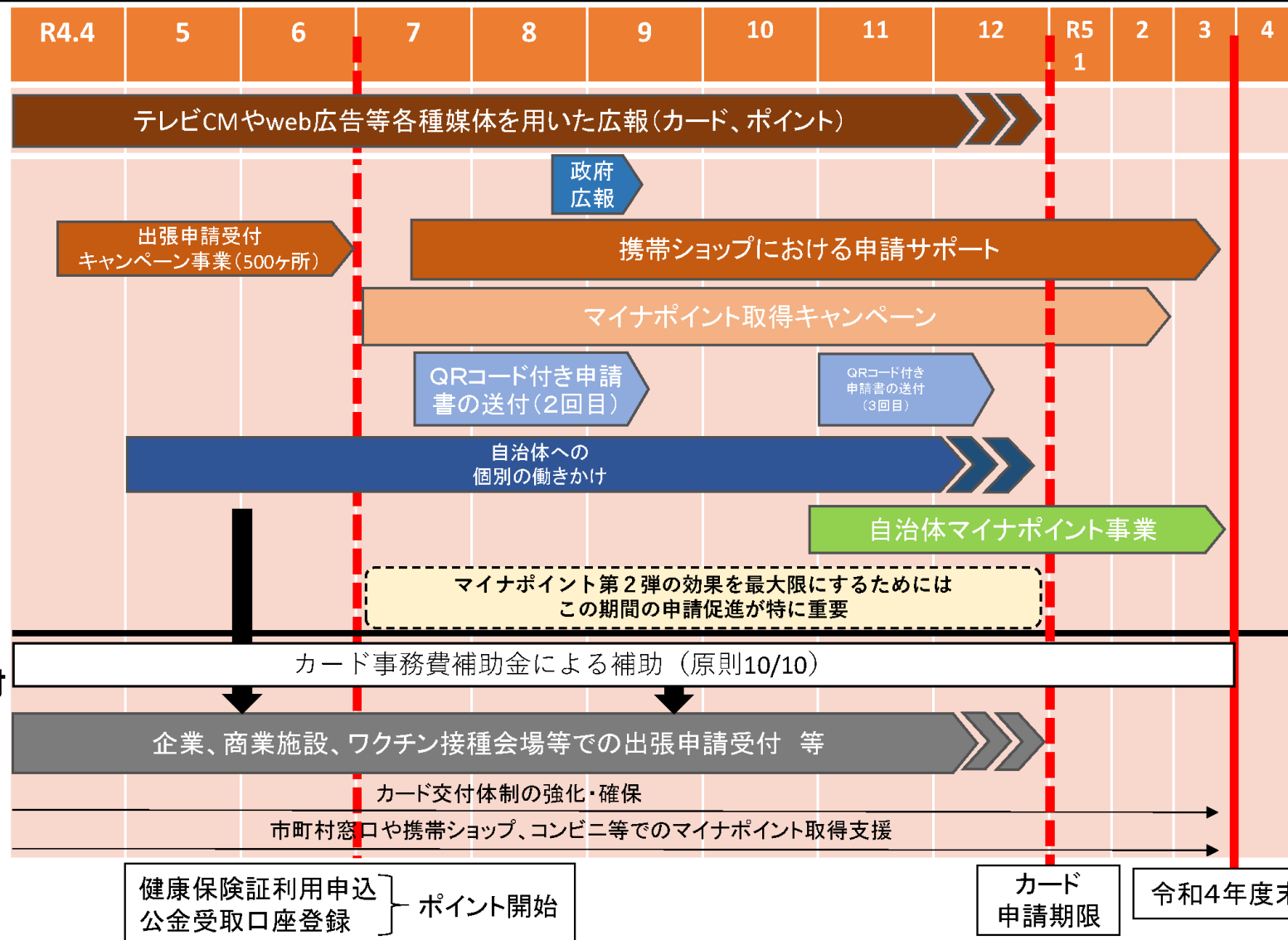


- ▼関係省庁から業界に働きかけ

- ▼携帯ショップ等で申請サポート

- ▼テレビCMやweb広告等各種媒体を用いた広報

市町村



1兆8千億円をバラまくマイナポイント第2弾の内容

来年2月までポイント申込み
(①②③の登録と決済サービスを選択)

- ①カード新規取得等
(第1弾と同様)
- ②マイナカードの健康保険証利用登録
- ③マイナポータルで公金受取口座登録

9500万人(75%)を想定

マイナカード所持者・キャッシュレス利用者しかメリットのない不公平な施策

総務省新型コロナウイルス感染症
対策・デジタル化推進等
地方連携推進本部
第2回(令和4年6月30日)資料2
https://www.soumu.go.jp/main_content/000823110.pdf

マイナポイント第2弾

R3補正予算：1兆8,134.1億円

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与する。」(「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定))

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又は決済し物に 対し、最大5,000円相当の還元率を付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	令和4年9月末
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和2年7月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード

・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用

・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力
で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座

・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付
金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給が受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律(令和3年5月公布)
※令和4年3月28日よりマイナポータルで公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

アメの政策＝利益誘導(マイナポイント)の効果も薄れてきた

13

第1弾カード申請

消費税増税対策として
2020年9月～
2021年3月(延長4月)
予算 5000万人
利用約2534万人

第2弾カード申請

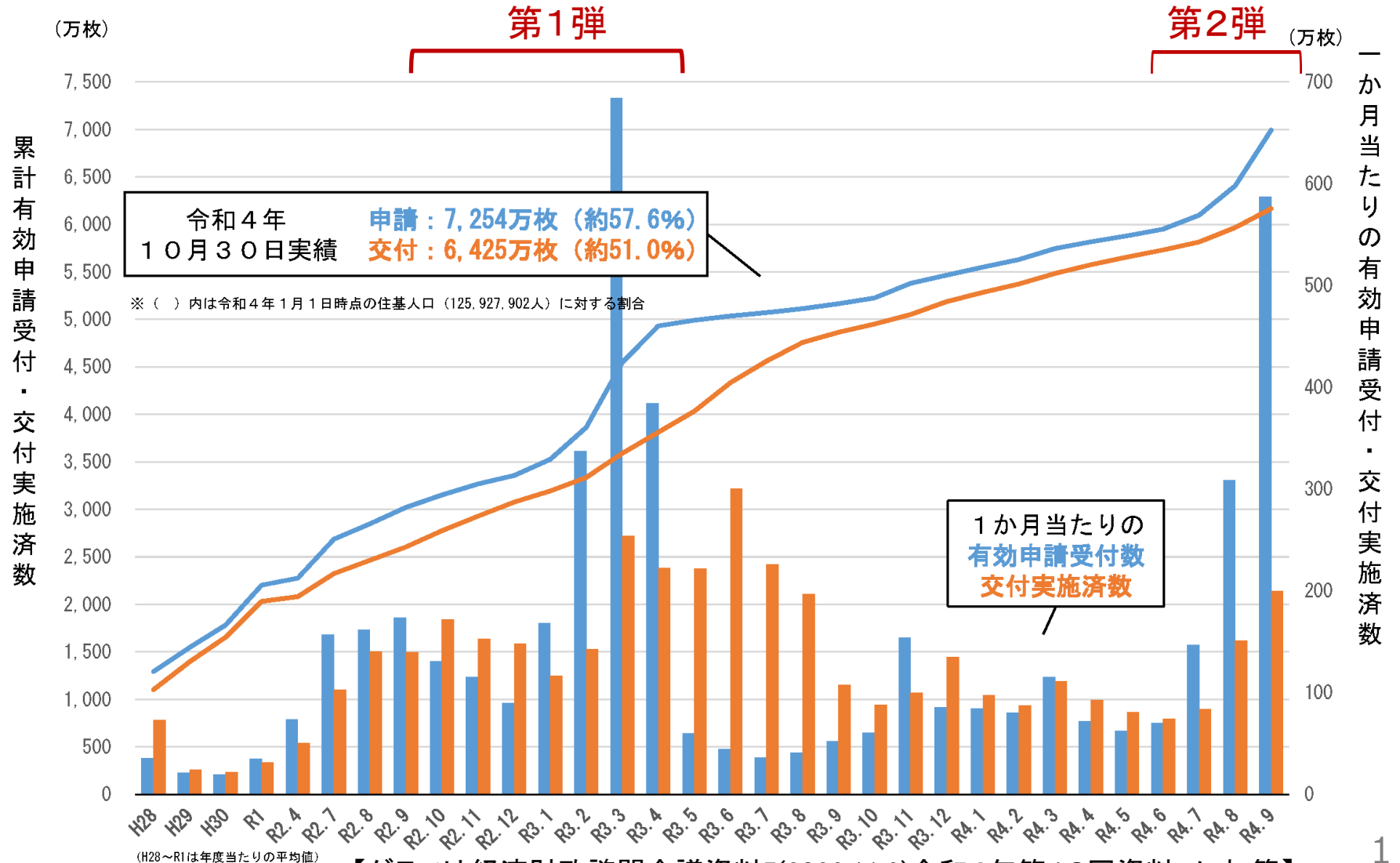
2022年9月末まで
⇒12月末⇒2月末に延長
予算 9500万人

①マイナカード交付枚数
(2022年11月30日時点)
約6784.6万枚(53.9%)
(2022年12月25日時点)
約7127.3万枚

②健康保険証利用登録
(2022年11月27日時点)
約3303万件

③公金受取口座登録
2022年6月30日～11月27日
約2691万件

マイナンバーカードの申請・交付状況



保険証も公金受取口座も申請理由はマイナポイント。利便性は感じない

14

マイナカード取得者の登録理由
※令和4年8月26日～9月2日調査

▼健康保険証

- ・**マイナポイントがもらえるから 88.0%**
- ・利用している病院・薬局で健康保険証として利用できるから 15.8%
- ・健康保険証利用にメリットを感じたから 12.8%

▼公金受取口座

- ・**マイナポイントがもらえるから 88.2%**
- ・登録しておくことにメリットを感じたから 19.9%
- ・特に理由はない 4.4%

第8回マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議
(2022年9月29日 資料1-1)

<https://www.digital.go.jp/councils/40dc0aa8-e266-4adf-84e8-f58e4faadb5/>

□マイナンバーカードの健康保険証利用申込のきっかけ（全体）

	マイナポイントがもらえるから	利用している病院・薬局で健康保険証として利用できるから	健康保険証利用に関するTVCM等の広報を見たから	健康保険証利用にメリットを感じたから	職場から申し込むように奨励があったから	保険者から申し込むように奨励があったから	行政から申し込むように奨励があったから	その他	特に理由はない
全体	88.0	15.8	7.7	12.8	3.4	1.8	3.3	1.4	3.1

□マイナンバーカードの健康保険証利用申込をしない理由（全体）

	健康保険証として利用できることを知らなかったから	健康保険証として利用することにメリット・必要性を感じないから	手続きがわからないから	手続きが面倒だから	情報流出が怖いから	その他	特に理由はない
全体	2.8	29.0	15.1	19.4	14.7	8.5	30.6

□公金受取口座登録のきっかけ（全体）

	マイナポイントがもらえるから	登録しておくことにメリットを感じたから	職場から申し込むように奨励があったから	行政から申し込むように奨励があったから	その他	特に理由はない
全体	88.2	19.9	3.6	4.1	2.0	4.4

□公金受取口座登録をしない理由（全体）

	そのような制度があることを知らなかったから	登録しておくことにメリット・必要性を感じないから	手続きがわからないから	手続きが面倒だから	情報流出が怖いから	その他	特に理由はない
全体	8.8	21.7	13.3	17.4	21.7	6.4	31.4

[2] マイナ保険証＝オンライン資格確認の利用登録の仕組み

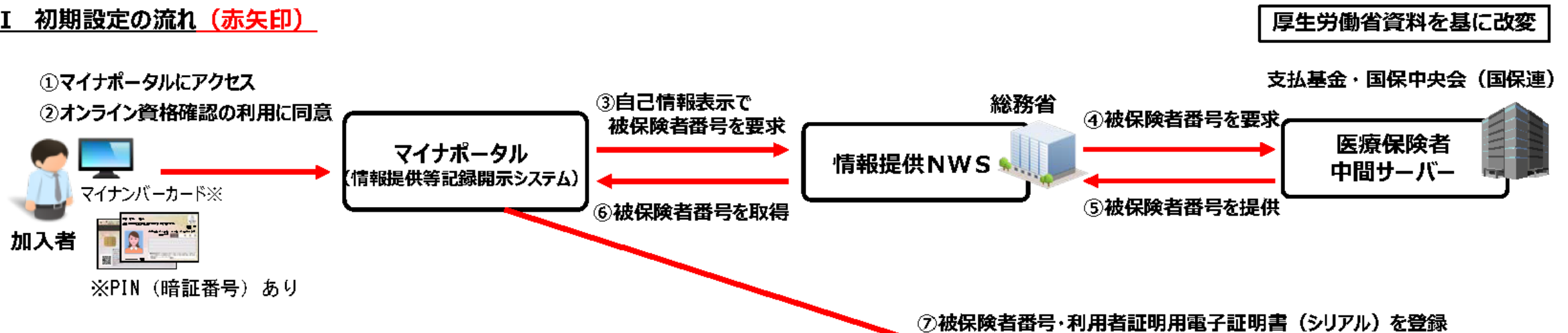
▽2019年第198国会で、オンライン資格確認導入等の健保法改正成立

▽2021年10月20日オンライン資格確認の本格運用⇒2023年3月までに概ね全ての医療機関で導入方針

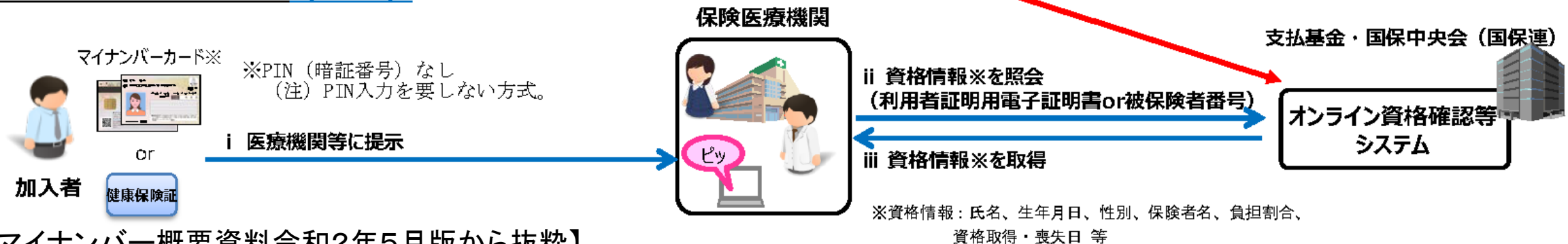
▽しかし利用広がらず (2022.5.22現在)運用開始施設 19.3%、健康保険証利用登録8,737,624人

⇒**利用登録⑦**するとマイナポイント7500円分付与することに

I 初期設定の流れ (赤矢印)



II 受診時の資格確認の流れ (青矢印)



【マイナンバー概要資料令和2年5月版から抜粋】

マイナ保険証を使うと患者負担が増える加算の迷走

マイナ保険証を利用した方がお得と誘導。しかし導入しない医療機関に受診すると自己負担はない

▼「電子的保健医療情報活用加算」新設(2022年4月～)＝自己負担増

- ・マイナ保険証を利用すると初診7点(21円)、再診4点(12円)、調剤3点(9円)患者負担
- ・マイナ保険証なくても、オンライン資格確認利用の医療機関受診で初診3点(9円)

新設理由

- タテマエ・・・患者が医療情報(特定健診、投薬内容等)の利活用により、より良い医療を恩恵を享受するから
- ホンネ・・・国の補助金では足りないオンライン資格確認システム導入費用を患者に負担させる
- ・負担増を説明せずに「便利、お得」と利用を勧める国への批判が広がる

▼「骨太の方針2022」(6/7閣議決定)

マイナンバーカードの保険証利用が進むよう支援等の措置を見直す(診療報酬上の加算の取扱いを中医協で検討)

▼2022.8.10中保協(中央社会保険医療協議会)で見直し答申

「電子的～加算」廃止し、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を新設

- ・マイナ保険証を利用すると初診2点(3割で6円)に自己負担を減額
- ・マイナ保険証なくても、オンライン資格確認利用の医療機関受診で初診4点(12円)に増額

▼2022.12.23.中保協で見直し答申

調剤も6カ月に1回

マイナ保険証利用は3円のまま
利用しない場合は現行9円を12円に

(3割負担の場合)		4月～9月	10月～3月	2023年4～12月
マイナ	初診	21円	6円	6円
保険証	再診	あり	なし	なし
従来の	初診	9円	12円	18円
保険証	再診	なし	なし	6円

オンライン資格確認の原則導入義務化⇒医療DXの基盤

▼ 2022.8.10中医協 総－12－1

オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための**医療DXの基盤**となるものであることを踏まえ、保険医療機関・保険薬局に、**令和5年4月からその導入を原則として義務付ける**。【保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正⇒9月5日省令改正】

- ・患者がマイナ保険証による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならない
- ・保険医療機関及び保険薬局は、オンライン資格確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない
- ・原則義務付けの例外は、現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局だけ

※附帯意見「令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討」等

▼ オンライン資格確認の導入状況(2022/7/31時点)

運用開始施設数 59,876施設 (26.1%) ……病院42.0%、医科診療所17.5%、歯科診療所18.1%、薬局45.6%

▼ 健康保険証の利用登録 15,229,853件(カード交付枚数に対する割合 26.2%)

※マイナカード申請受付数 約6,097万枚(人口比 48.1%)、交付枚数 約5,815万枚(人口比45.9%)

▼ オンライン資格確認の利用状況(2021.10本格運用開始から6月末まで 約2.5億件)

利用内訳……マイナカード 約120万件、保険証 約2億1,000万件、一括照会 約4,300万件

▼ レセプト(診療報酬明細書)請求状況……オンライン請求65.8%、光ディスク29.9%、**紙レセプト4.3%**

(「医療DX対応について」(2022.8.10中医協 総－8－4))

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000974977.pdf>

マイナ保険証＝オンライン資格等確認のメリット？

- 患者
- ・本人同意で特定健診情報等や薬剤情報を医療関係者と共有できる←知られたくない情報も伝わる
特定健診情報の閲覧同意率は、マイナ保険証利用の1割(開始から6月まで)(2022.8.10中医協 総-8-4)
 - ・限度額適用認定証等がなくても窓口で限度額以上の支払いが不要←大まかな所得水準等が伝わる
 - ・転職等しても健康保険証として使える←医療保険者等への加入の届出は引き続き必要
 - ・顔認証で本人確認と保険証確認が同時に行われ受付が円滑に←窓口トラブルで受付混乱
受診のたびに毎回提示必要、マイナカードの更新手続き必要、代理人の薬の受取？
 - ・カードが一本化して何枚も持ち歩かなくてもよくなる
マイナカード取得のための本人確認に使っている保険証・免許証等がなくなると、どうやって本人確認？

- 医療機関
- ・資格情報の入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少
 - ・レセプトの返戻を回避、未収金の減少

健康保険証の資格喪失での返戻は請求件数の0.1%(神奈川保険医協会)

- ・窓口の混雑が緩和←健康保険未登録のカード持参の対応必要

運用を開始したがトラブル発生が41%(保団連10/14~11/20調査結果)

有効な保険証が無効(被保険者情報が迅速に反映されない) 62%

カードリーダーの不具合 41%

- 保険者
- ・過誤請求の事務処理負担が減少
 - ・限度額適用認定証等の事務手続きが減少

どの保険に加入しているか券面でわからない(問合せ対応が大変に)

システム改修の必要、身分証明書として使用できない、J-LISへの使用料必要

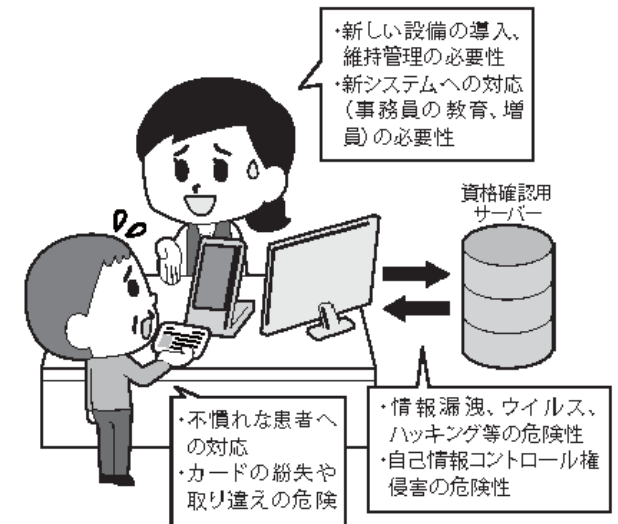


図1 オンライン資格確認の問題点
(東京保険医新聞2021年9月5日号より)

オンライン資格確認の4月原則義務化は無理⇒経過措置は？

19

▼全国保険医団体連合の要望事項「診療継続に向け実効性ある措置を」

○2023年4月よりのオンライン資格確認導入の原則義務化は撤回を

○全ての医療機関を対象に経過措置を設ける

○少なくとも**2023年4月以降も全ての医療機関が医療提供を継続できるよう大幅な経過措置・幅広の除外措置を設けるなど抜本的に見直しを**

(具体的な要望)

○開設者・管理者が高齢、数年後に閉院予定(継承を含む)などは義務化対象から除外する

○へき地・離島やビル開業等でネット回線整備が困難な場合は義務化対象から除外する

○レセコンや電子カルテ等改修で多額の費用を伴う、スタッフが少ないなどシステム導入に困難を抱える場合は義務化対象から除外する

○電子媒体で請求しており、情報漏洩やセキュリティ対策に不安を抱えている医療機関については、義務化対象から除外する

○レセプト請求枚数が少ない、レセプト返戻枚数がわずか、実質上、患者特性が限定される単科など実施で、標榜時間が短い—などシステム導入する必要性が低い医療機関は義務化対象から除外する

○少なくとも運用トラブル・不具合が解消されるまで2023年4月実施の義務化は延期すること

○実態調査、公聴会、ヒアリング、パブコメを開催すること

▼2022.12.23中医協答申・・・「8.10答申」附帯意見を受けた経過措置

1)システム整備中(令和5年2月末までに業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了)⇒令和5年9月末まで

2)ネットワーク環境事情(接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない)⇒整備されてから6カ月後まで

3)訪問診療のみを提供する保険医療機関⇒訪問診療の「居宅同意取得型」の運用開始(令和6年4月)まで

4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局⇒改築工事が完了・臨時施設が終了まで

5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局⇒廃止・休止まで(遅くとも令和6年秋まで)

6)**その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局⇒特に困難な事情が解消されるまで**

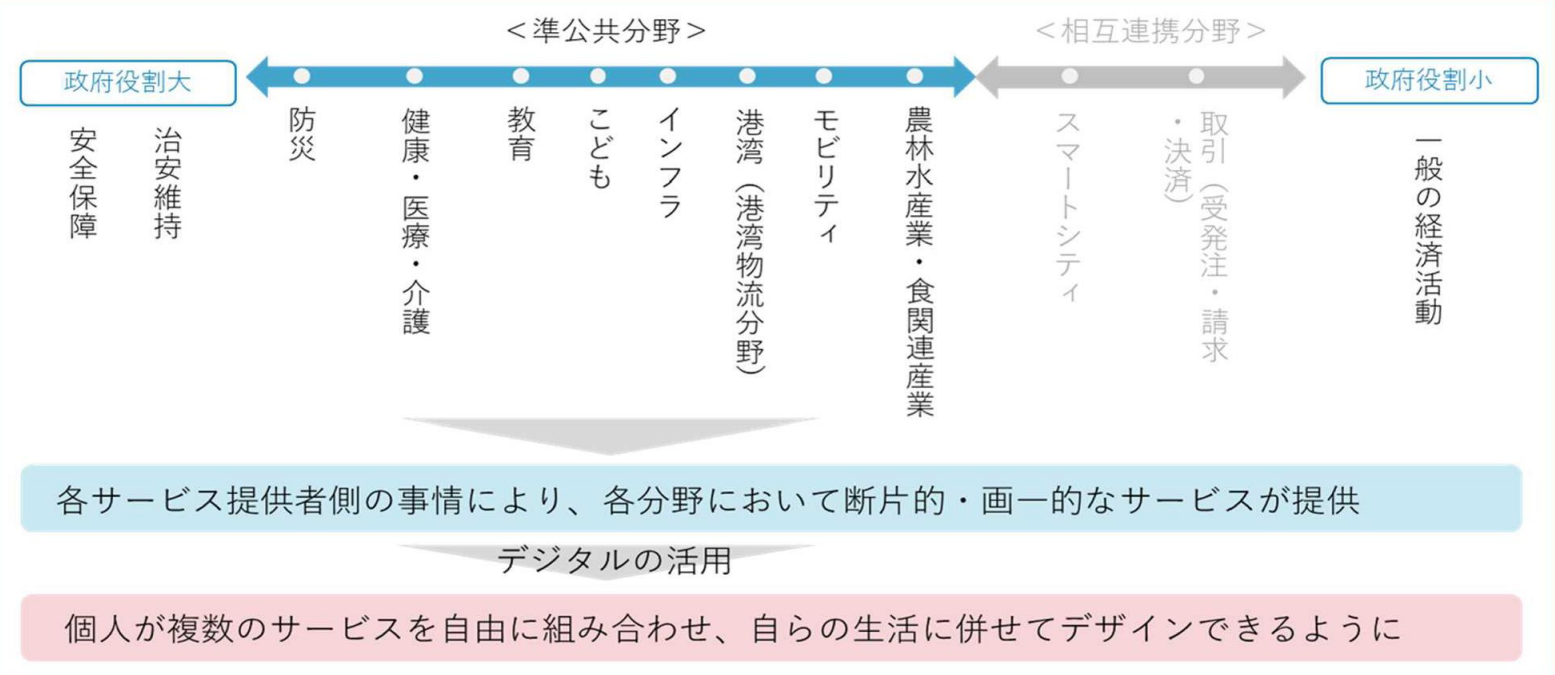
[3] 情報共有のターゲットとしての医療・教育・こども

「健康・医療・介護、教育、防災、こども等の準公共分野は、・・・様々な切り口から断片的・画一的なサービスが提供されている状況・・・官民間やサービス主体間での**分野を越えたデータの提供・共有をデジタル化によって更に進め、地域ごとに設定されたデータの取扱いルールを見直して**スケールメリットを発揮できるよう、民間がデータを提供・利活用する際に遵守すべきルールを明確に設定・・・政府が蓄積・収集した準公共分野のデータや民間が保有する準公共分野のデータについては、オープンデータ・バイ・デザインの考えを徹底することにより**民間による積極的な利用を促進**するとともに、**API・データの公開原則を徹底**することにより相互に関連するサービスの官民連携を促進・・・」

こどもに関する情報・データ連携は
デジタル庁のもと副大臣プロジェクトチームで検討(2021年11月～)

構成員 デジタル副大臣
内閣府副大臣
厚生労働副大臣
文部科学副大臣

準公共分野： 国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている分野



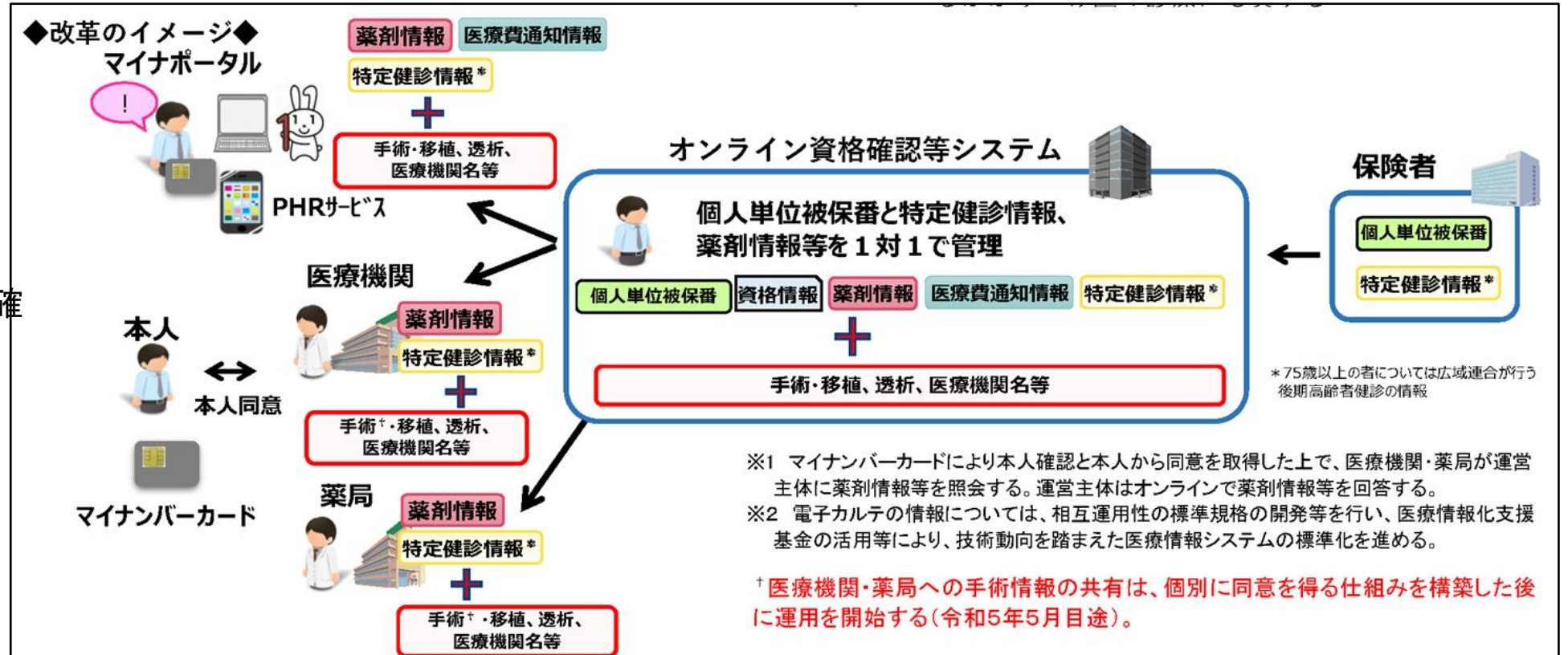
【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)70頁～】

「骨太の方針2022」の目指す全国医療情報プラットフォーム

21

全国医療情報プラットフォーム＝**オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充**し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム（「骨太の方針」32頁注）

「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大の進捗について」
（厚労省医政局）
2022年5月17日】

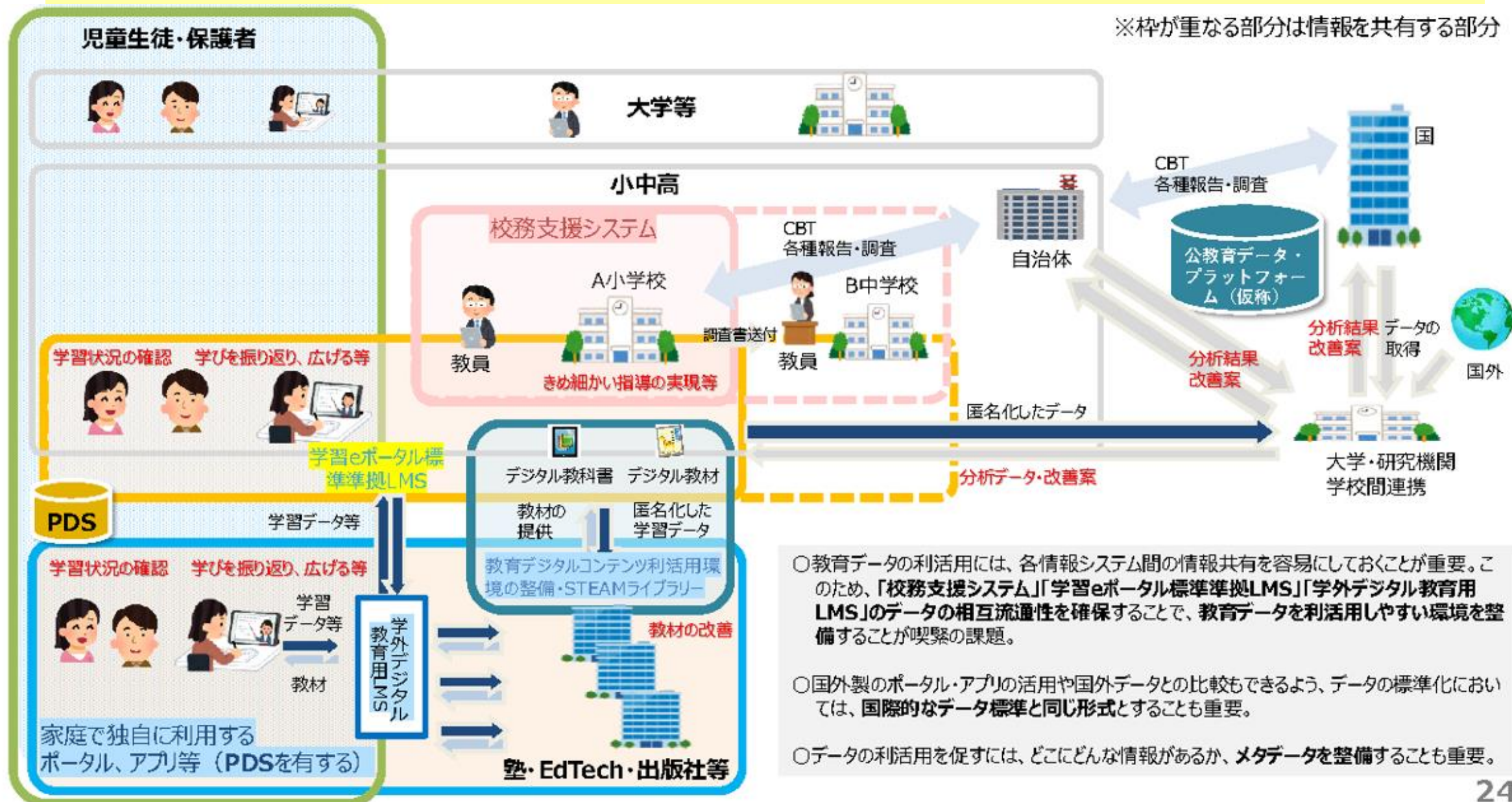


医療情報の情報の機微性に応じた法整備がされないまま利用が拡大

「番号制度の導入に当たり、・・・医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する」（「社会保障・税番号大綱」2011年55頁）

教育データ利活用のための情報共有プラットフォーム

22



24

- 生涯にわたり学習者が教育データを利活用できるよう、**識別子（ID）**や**PDS（Personal Data Store）**・**情報銀行の活用の在り方**について検討する必要。主な論点・課題と検討の方向性は以下のとおり。

【全体的な方向性】

	論点・課題
学習者の識別子（ID）の在り方	既に1人1台端末を活用したスタディ・ログの蓄積やCBT化の取組が進められる中で、学習者の識別子（ID）があることにより、他の教育データと照らし合わせたより深い分析が可能となり、更なる学校現場での教育指導の改善につながる。
教員の識別子（ID）の在り方	教員の研修受講履歴管理システム（仮称）と3つの仕組み（①学習コンテンツの質保証を行う仕組み、②ワンストップ的に情報を集約・整理・提供するプラットフォームのような仕組み、③学びの成果を可視化し、証明する仕組み）の一体的構築・運用を確保するためにも、一人一人の教員にシステムを利用するためのID（利用ID）を適切に付与することが必要。
PDS・情報銀行の活用の在り方	パーソナルデータについては、本人の同意取得など個人の権利利益に配慮した取扱いが必要であり、個人が自らの意思でデータの蓄積・管理（PDS）、活用（情報銀行）できることが重要である。

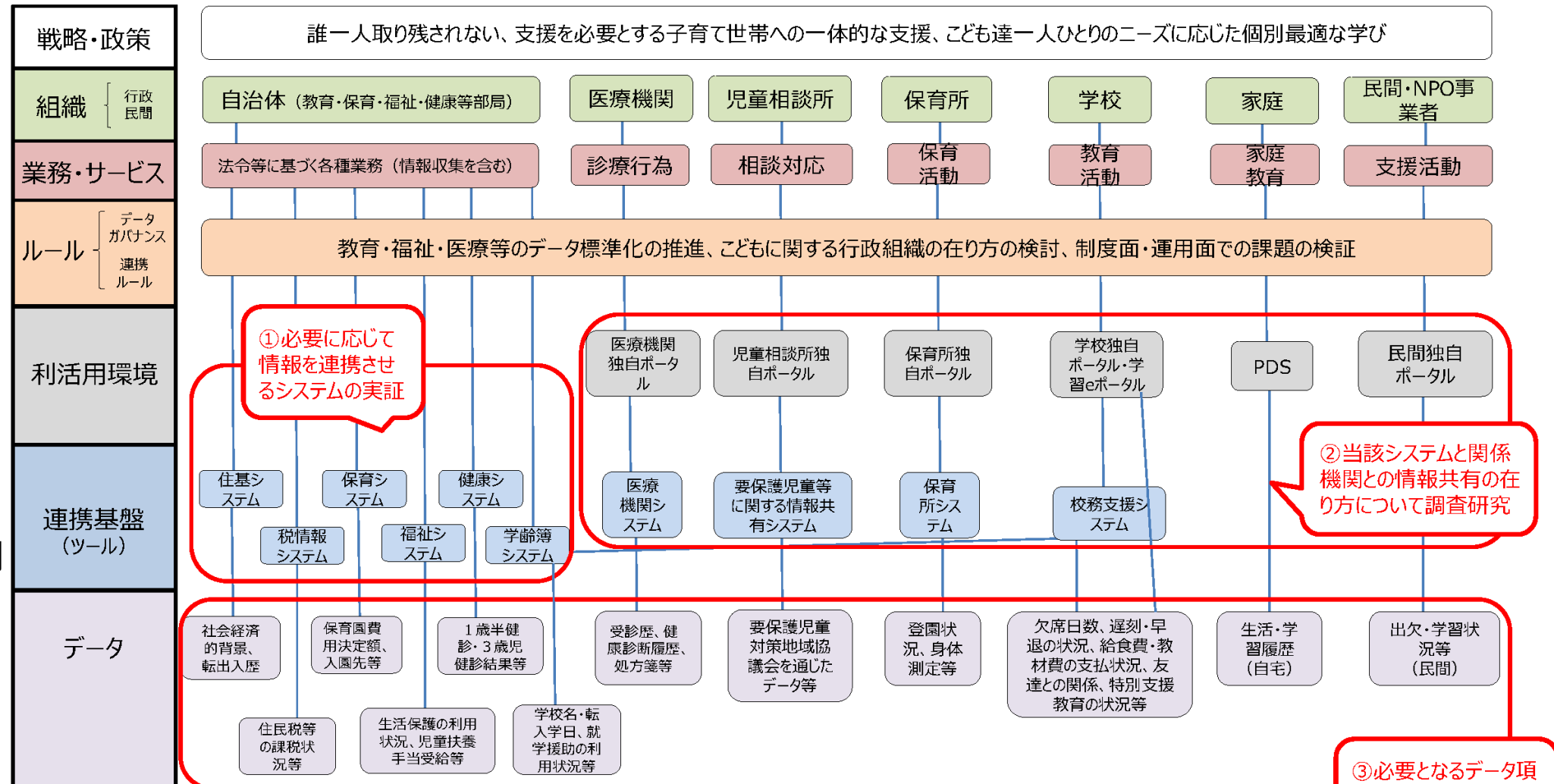
検討の方向性
これまでの閣議決定（下記参照）も踏まえ、また、政府全体としてこども政策の推進に向けた検討が進められるなどの動きも見据えながら、①教育分野固有での必要性、②手段（マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用等）、③全体フローの中での位置付け（自治体業務システム側、学習者側）、等について検討。 ○ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（R3.6.3教育再生実行会議第十二次提言） 国は、<u>ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する（マイナンバー制度の活用を含む）</u>。その際、転校時等の教育データの持ち運び等の方策、不利益となる情報に関する本人・保護者の意向も踏まえた取扱いなどについても慎重に検討し、再挑戦が妨げられないよう配慮する。 ○デジタル社会の実現に向けた重点計画（R3.12.24閣議決定） 児童生徒一人ひとりのIDについては、<u>マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する</u>。特に、学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和4年度（2022年度）までに検討し、令和5年度（2023年度）以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。 昨年11月の中央教育審議会特別部会の審議まとめ（下記参照）も踏まえ、専門的・技術的な検討を実施。 利用IDについては、（中略）教師の個人情報適切に取り扱われるよう、セキュリティの高いシステムとすることが求められることになる。現在、デジタル庁が発足するなど、政府全体でデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた動きが加速している。本部会としては、そのような中で、<u>今後、マイナンバーをはじめ、様々な政策分野のデータベースを連携させるようなIDの在り方が検討されることが期待されることから、政府全体の検討も見据えつつ、利用IDの在り方については、専門的・技術的な検討を進めていくことが必要である</u>。 PDS・情報銀行は包括的データ戦略に基づき分野横断的に検討が必要であり、ニーズの洗い出し、課題整理（有効性の検証）、利活用データの特定、利活用プロセスの整理（求められる機能の抽出）、ルールやガイドライン等の整備、といったことについて、まずは教育分野固有の論点を整理。

教育・福祉・医療・こどものあらゆるデータの連携を目指す

24

10. データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現

(「子ども」に関するアーキテクチャ(イメージのたたき台【検討中】)と実証事業との関係)



※ここに掲載されているデータが全て必須項目ということではなく、今後、実証事業を実施する中で整理。

③必要となるデータ項目について、内閣府とも連携しながら整理

教育データ利活用
ロードマップ
(2022.1.7デジタル
庁・総務省・文科
省・経産省)

準公共分野デジタル化推進費 (こどもに関する各種データの連携による支援実証事業)

事業概要・目的

○現在、教育・保育・福祉・医療等のデータ（※）については、自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。

（※）例えば以下のデータ。

教育：就学援助の利用状況、欠席日数、遅刻・早退の状況

保育：登園状況

福祉：生活保護受給、児童扶養手当受給、親/同居者の虐待通告

医療：健診（身長・体重・体温等）、受診歴

経済：社会経済的背景、課税状況、転出入歴

○他方、個人情報の保護に配慮しながら、こうしたこどもに関するデータを最大限に活用し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげる必要がある。

事業イメージ・具体例

○各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援する。またその際、制度面での課題等についても併せて検討する。

（参考）先行自治体の例

①大阪府箕面市

・こどもを、「子ども成長見守りシステム」により、①経済状況（生活保護を受けている、児童扶養手当を受給、就学援助を受けている、住民税非課税である）、②養育力（虐待相談がある、保健指導相談がある）、③学力（全教科の平均偏差値、平均偏差値の変化値）、④非認知能力等（自己肯定感・社会対応力、健康・体力、基礎的信頼）のステップを踏んで総合判定し、ケース会議等を通じた支援や見守りに活用。

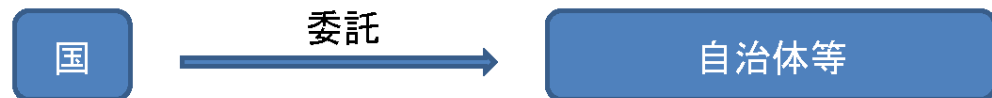
②兵庫県尼崎市

・住民記録、保健福祉、教育等8つのシステムから情報を吸い上げ、子どもの支援にあたる職員がそのこどもの情報を横断的に閲覧できる「子どもの育ち支援システム」を構築し、漏れのない支援や継続一貫した支援につなげている。

期待される効果

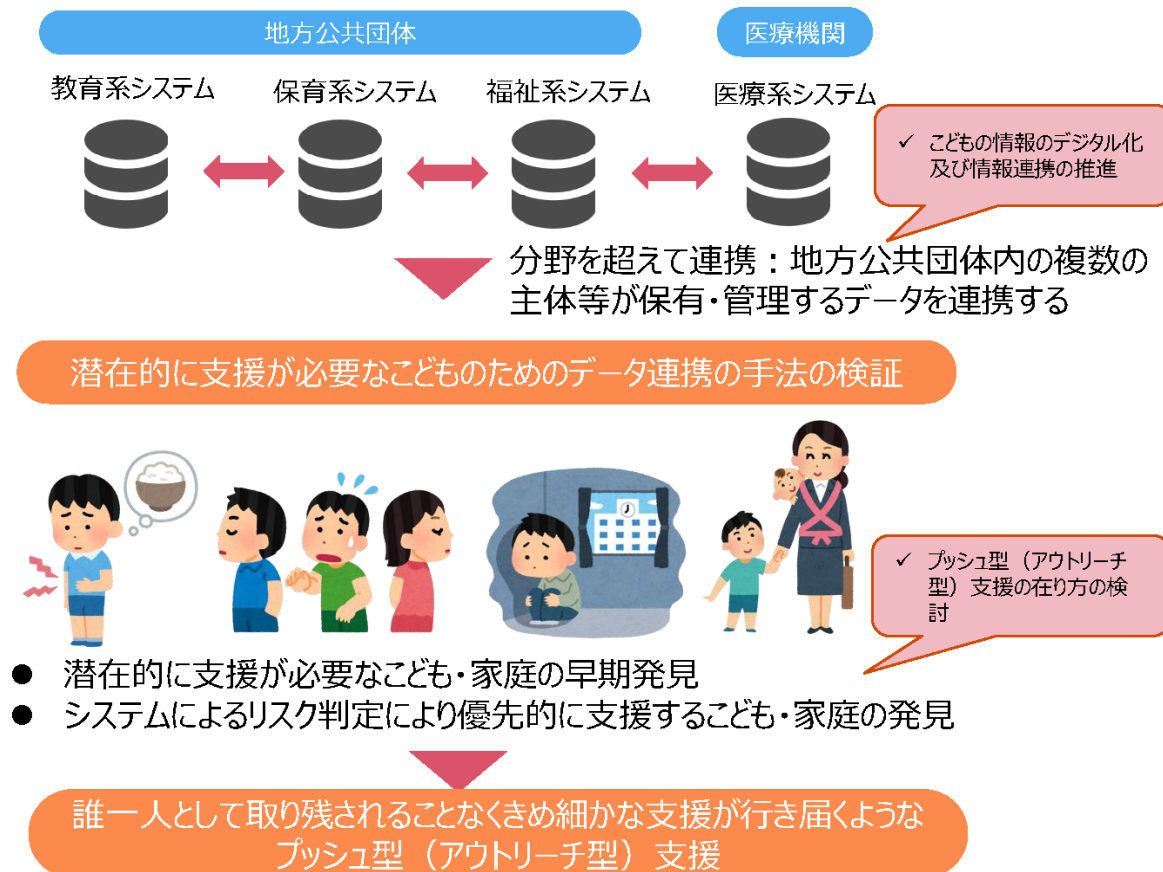
○貧困・虐待等の社会的な課題の解決や、プッシュ型の行政サービスへの転換が可能となり、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」や、支援を必要とする子育て世帯への一体的な支援、こども達一人ひとりのニーズに応じた個別最適な学びが実現できる。

資金の流れ



1. 実証事業の全体像

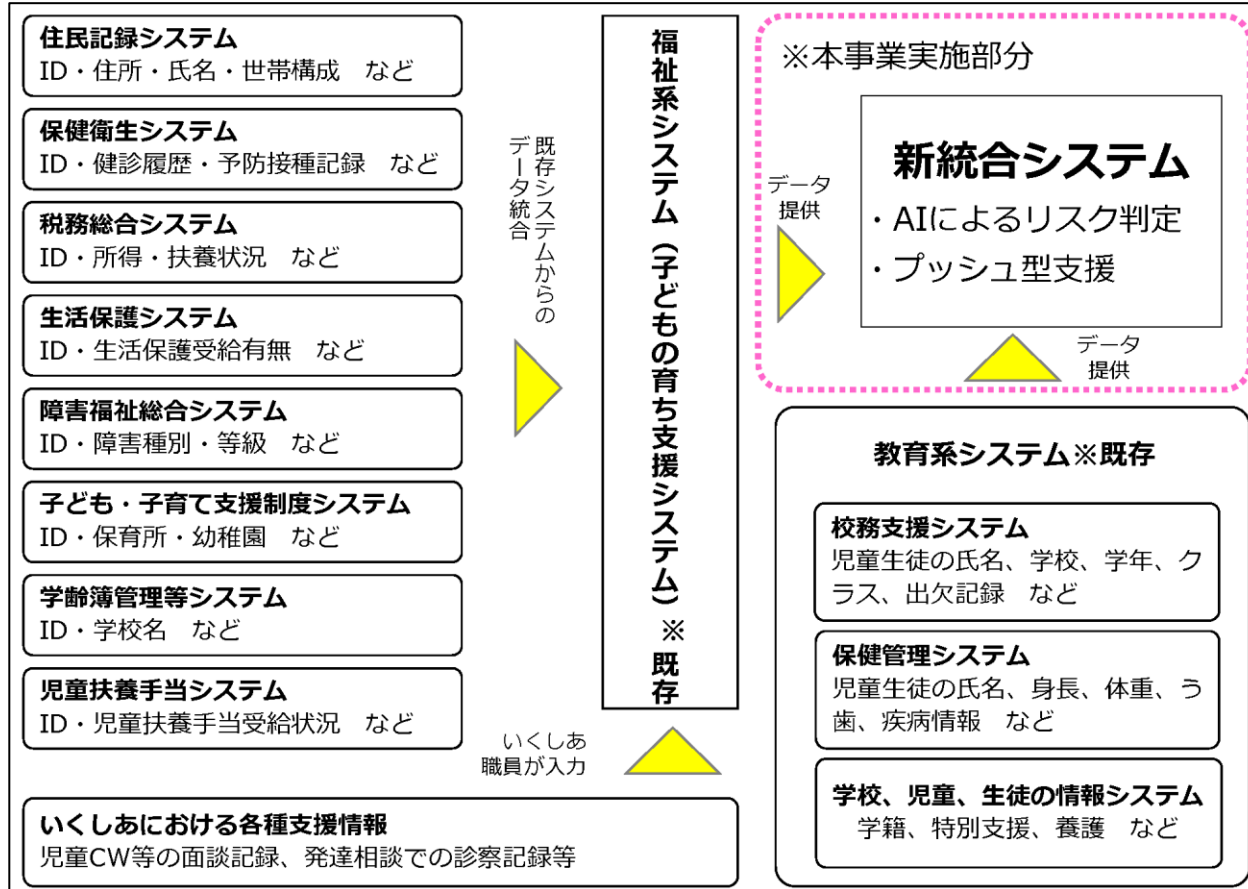
実証事業は、6月に副大臣PTにてまとめられた論点整理を踏まえて、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型（アウトリーチ型）の支援に活用する際の課題等を検証している。



採択団体名	実証の概要
埼玉県戸田市	教育委員会及び首長部局に分散している子どもに関わるデータについて、教育分野を軸に「教育総合データベース」を整備する。連携したデータを基に分析を行い、子どもたちのSOSを早期発見することでプッシュ型の支援を行う。
東京都昭島市	データ分析により困難を抱える家庭や子どもの傾向を把握することで、支援を必要とする家庭や子どもの早期発見・支援につなげる。本実証ではヤングケアラーを対象としている。
石川県加賀市	本人の同意に基づくデータ連携により、家庭環境や心理状態を確認することで、支援が必要・必要になる可能性のある子どもや家庭に対して学校と地域で育ちと学びをサポートする共助の仕組みを構築する。
あいち小児保健医療総合センター	医療の現場で気づかれている虐待や不適切な養育のサインを、フラグとしてシステム上に登録し、自治体で閲覧可能とし、迅速な支援につなげる。
兵庫県尼崎市	福祉系システムと教育系システムを統合したシステムを構築する。分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のある子どもを事前予測する。
広島県・府中町	リスク（当面は児童虐待）予測を活用し、リスクスコアの高い子供・家庭について、収集している情報から支援の必要性を判断し、支援につなげる。
福岡県福岡市	子どもに関する教育や福祉などのデータを連携し、情報共有の円滑化や虐待等の困難を抱える子どものリスクの見逃しを防ぎ、適切な支援につなぐための仕組みづくりについて検討を行う。

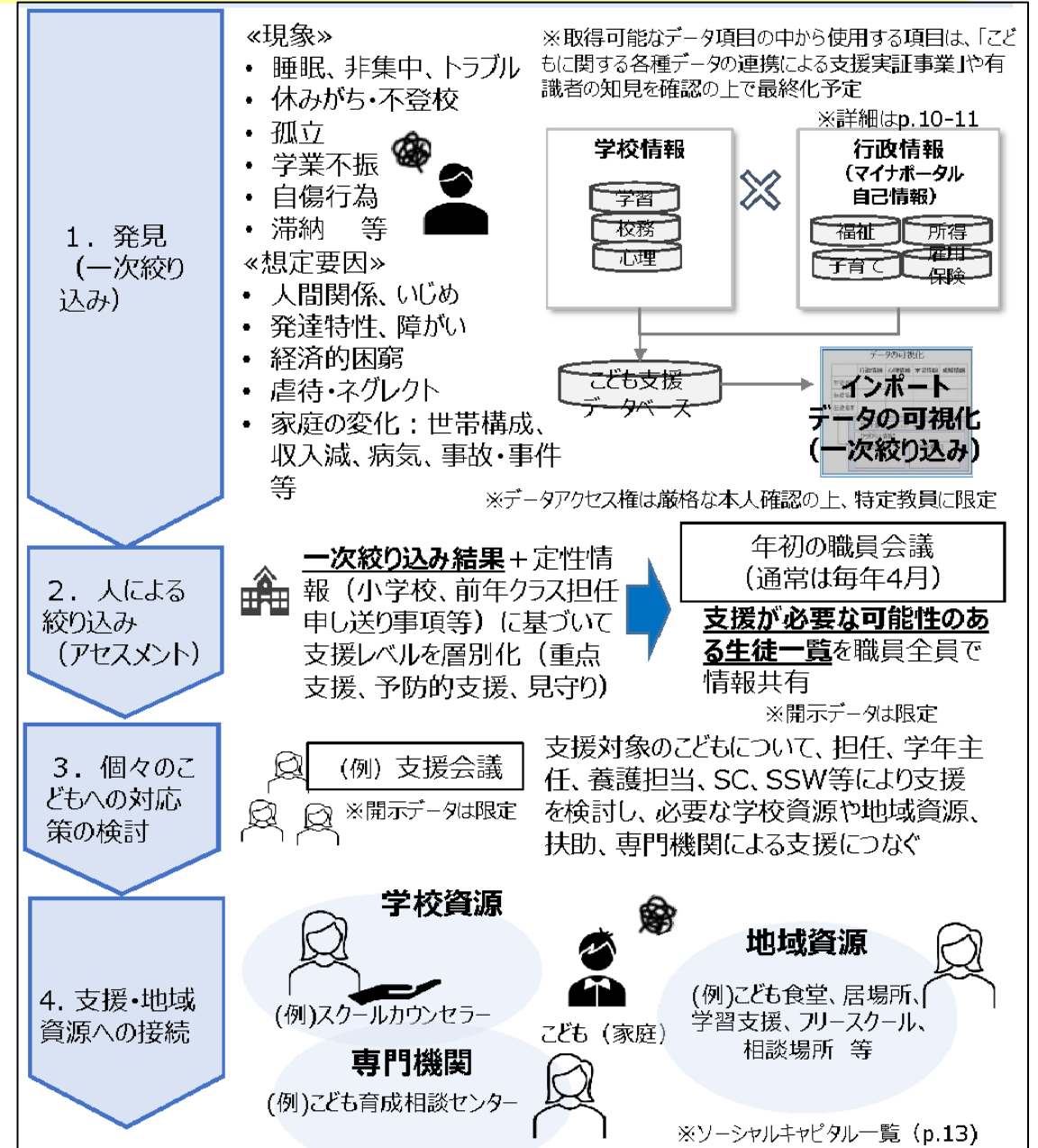
どのようなこどもの情報を統合し、どのように使うか

27



尼崎市実証事業計画書

加賀市実証事業計画書



「真に支援が必要」のプロファイリングの問題点

上野加代子『「A I の虐待リスクアセスメント」とは何か、「支援」とは何か』(「支援」Vol. 12生活書院)

家族主義を強化する児童虐待防止対策・・・「標準的な子育て家族」からの逸脱をリスク要因に

- ・リスク項目の抽出・・・先行研究の「定義上の誤謬」「統計的な誤謬」、有識者が虐待リスクを思う項目が主観的に追加
過去のデータで、児童虐待という判定がなされたデータを、新規に入力した事例情報と突き合わせ。児童相談所の一時保護などの関係機関の判定が正しいということが前提となっている
- ・「情報収集容易性」で抽出・・・生活保護・出産補助・貧困・障害・外国籍など公的制度を利用する人が補足されやすい
- ・非正規や失業、経済的困窮、親族介護などがサービスを提供できない行政の問題ではなく、家族の側の虐待リスクに
- ・養育者の「中卒や高校中退」、不登校、「頻繁な保健室への出入り」等は、教育システムや本人の選択ではなく家族の虐待リスクに
- ・「支援」の使われ方・・・「関係機関の支援者に対して拒否的」「支援にあたって養育者との関係構築が困難」「支援者に対する要求が多い」などをリスクに
「一般的に考えれば、虐待の疑いで家族の情報を内密に収集して関係機関で共有する担当者を、そもそも「支援者」として親が受け止めることは難しい」
- ・差別的な項目・・・シングルマザーは「世帯内に登録のない大人の出入り・居住が疑われる」という観点でみられる。
被虐待児は「虐待の世代間連鎖」仮説で、将来親になるときに虐待リスクポイントが付加
構造的に不利な状況に置かれている社会的養護を受ける子どもたちが、親となったときに加害者と判定される可能性を高める
- ・男女共同参画の政策と虐待防止政策との齟齬・・・子どもが3人以上、35歳以上の高齢出産、多胎児、不妊治療・生殖補助医療などが虐待リスクとして。政府は子育てサービスの利用を促進しているが、公的機関への相談歴は虐待リスクとなりうる

子育て家庭に犯罪捜査のプロファイリングが適用される社会になれば、虐待を疑われることを恐れて乳幼児健診で悩みを相談しない、生活保護や出産補助の公的制度の申請をためらい、怪我した子どもを病院に連れていかない。これで子どもの命が救えるのだろうか

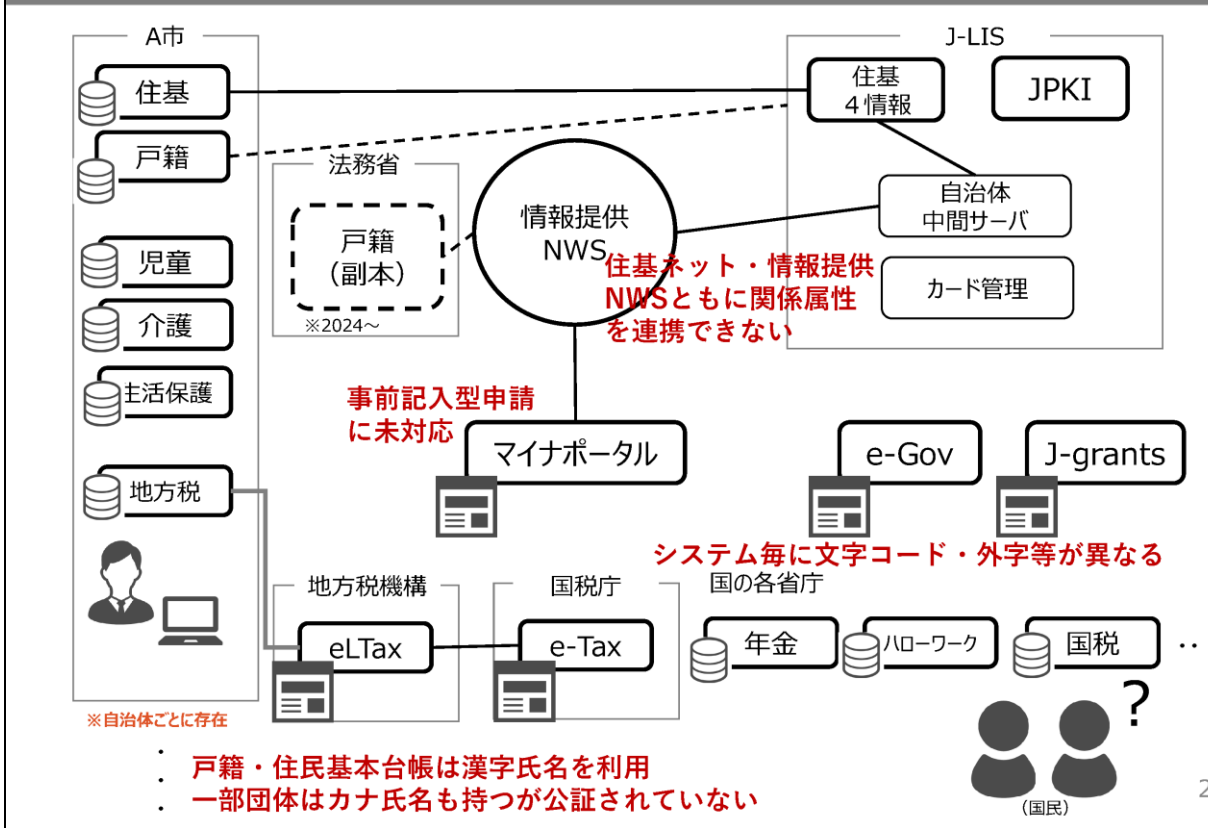
『虐待リスクー構築される子育て標準家族』上野加代子(生活書院2022.1)

『格差の自動化ーデジタル化がどのように貧困者をプロファイルし、取締り、処罰するか』ヴァージニア・ユーバンクス(人文書院2021.9)

デジタル庁による個人情報共有システムの再構築

29

現在の姿（2020年）



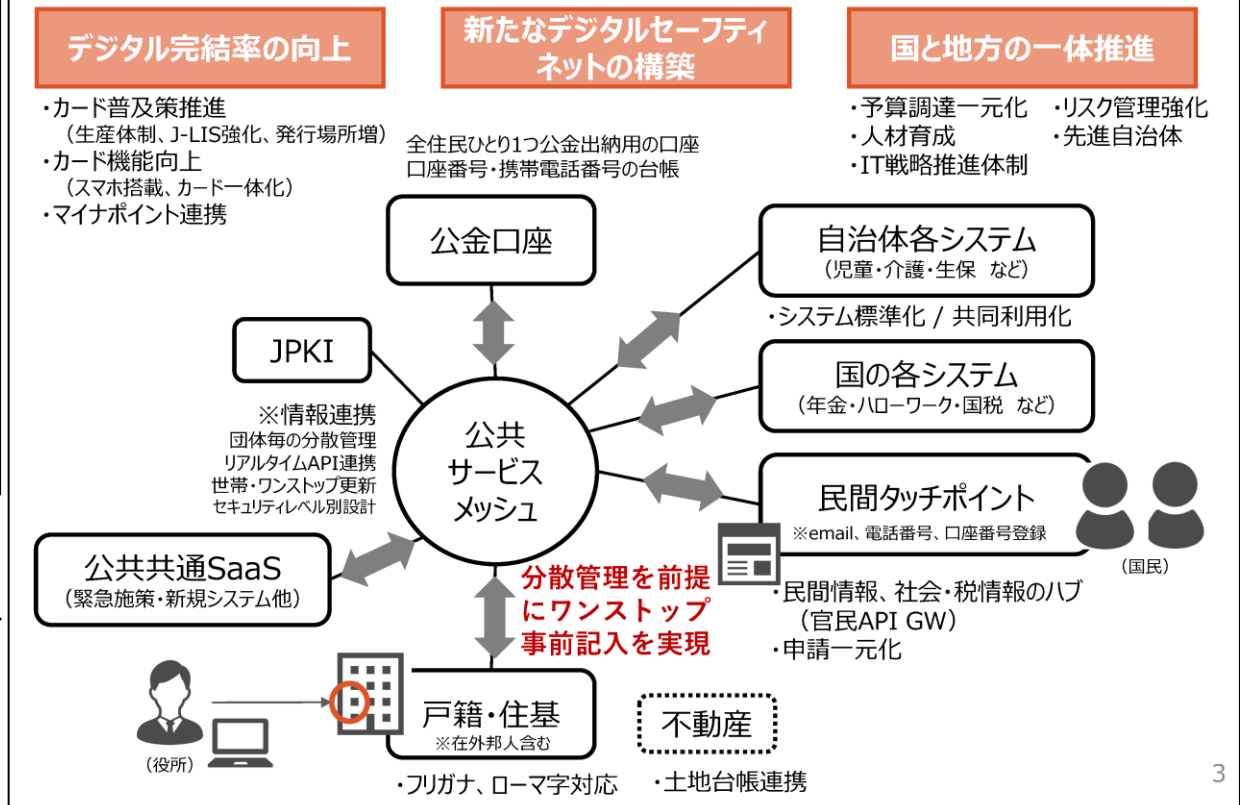
「公共サービスメッシュ」

データ項目などの仕様を拡張でき、
世帯や代理といった関係属性を扱えて、
中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、
柔軟かつ簡素な構成への見直し

「国・地方の情報システムのトータルデザインの方向性」
（総務省デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会 2021.7.19有識者部会
資料1-1楠構成員提出資料）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000760674.pdf

国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿（2025年）



住民サービス向上やコスト抑制を理由に、2025年度までに自治体の基幹的20業務のシステムを標準化し、ガバメントクラウドに共同化

【地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（2022年9月30日）第2回資料3】

標準化により公共サービスメッシュへの住民情報の迅速な連携

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

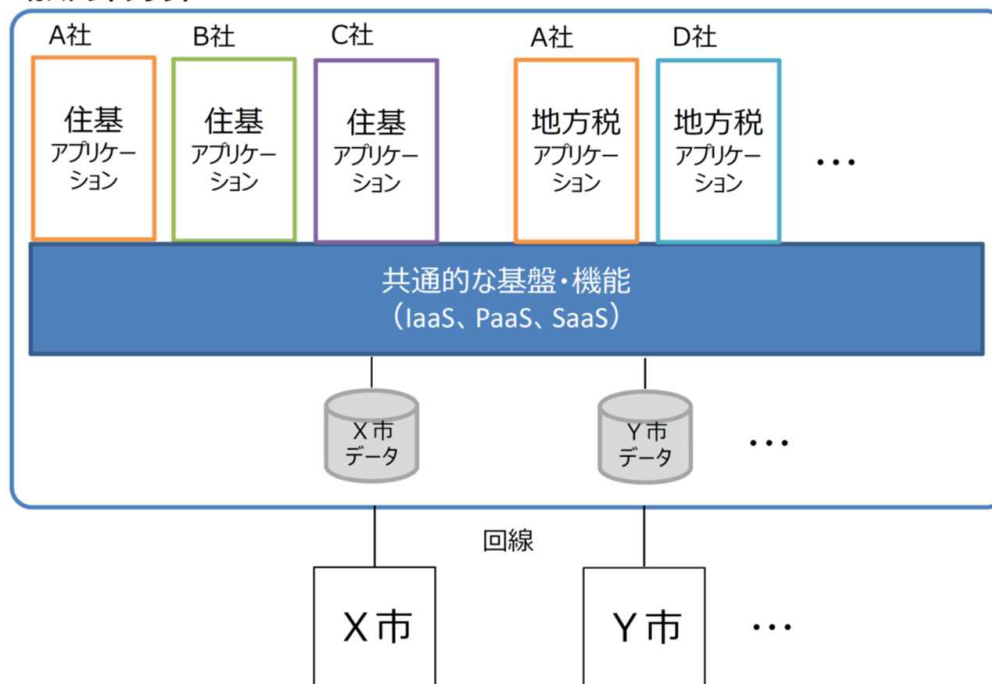
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



住民情報の共有化に支障として個人情報保護条例「廃止」

31

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

1

2021年個人情報保護法改正で、
2023年3月までに、条例を「国基準」に「改正」を求める

個人情報保護委員会のガイドラインを超える条例の個人情報保護規定は、「許容されない」とする

「個人情報保護条例改正にあたっての自治体への要望事項」参照

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=326>

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和

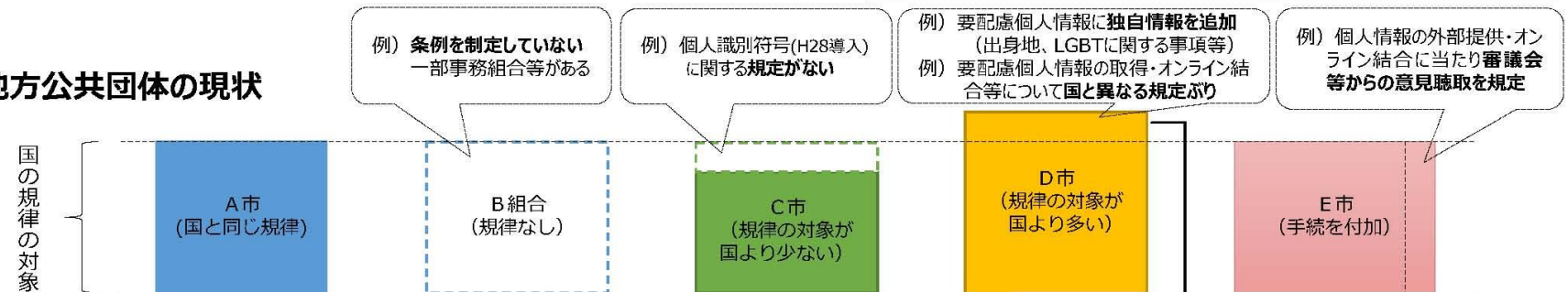
例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

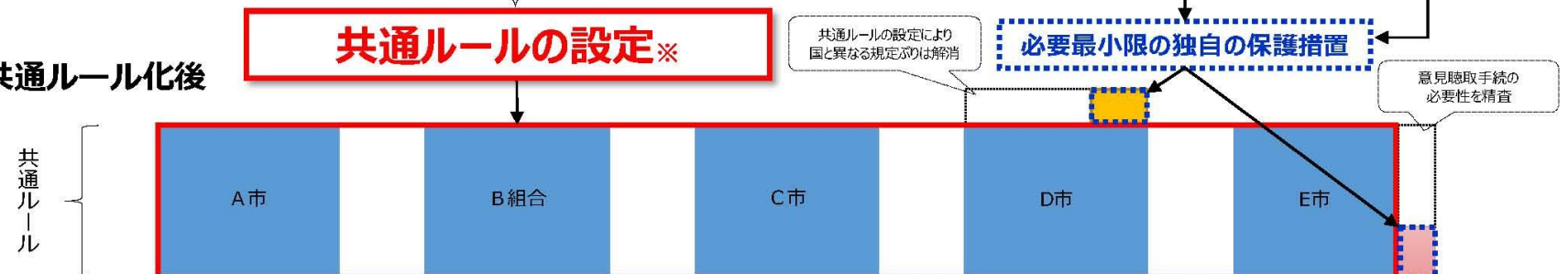
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

マイナ保険証利用によるDV等被害者情報の漏洩の危険への注意

32

和光市サイトより

<http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0113/6666/202131102145.pdf>

マイナ保険証についての自治体広報例)

京都市

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000282364.html>

船橋市

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kokuho/001/p089050.html>

いわき市

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1641527707425/index.html>

愛媛県松前町

<https://www.town.masaki.ehime.jp/soshiki/8/18103.html>

瀬戸市

<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2021090200031/>

浜松市

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokuho/hokensho.html>

DV被害者等のマイナンバーカードの保険証利用に係る対応について

R3年3月よりマイナンバーカードを保険証と連携することに伴い、DVや虐待等の被害により避難している方の被保険者情報等の個人情報の不正取得を防止するために以下の図のような対応が可能です。ただし、あくまで国民健康保険の情報を不開示とするものです。全ての住民情報等を制御するものではありませんのでご注意ください。

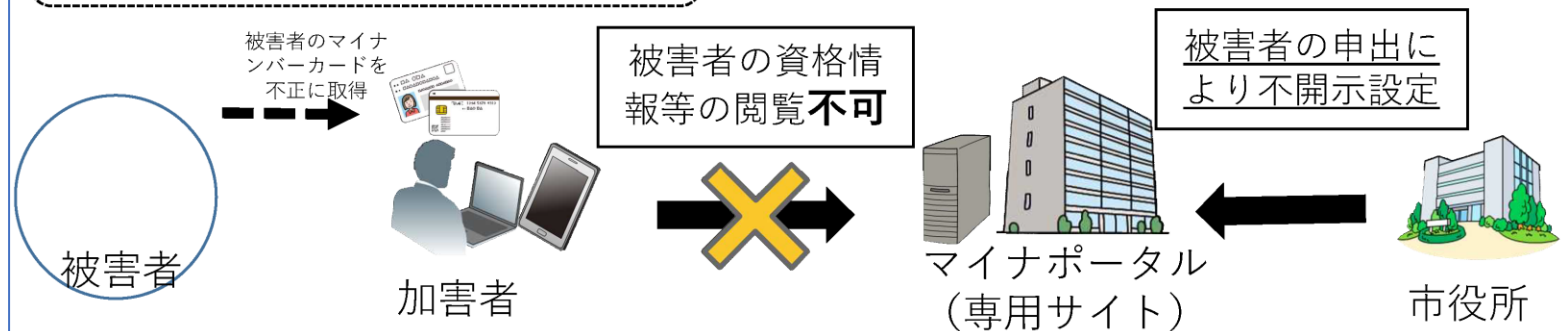
「不開示」とするメリット

加害者が被害者の被保険者情報を不正に閲覧・取得することを制御できる

マイナンバーカードと保険証を連携するためには事前に登録が必要です
<連携すると閲覧可能な情報>
・被保険者資格情報（氏名、住所、生年月日等）
・医療機関・薬局情報（受診月、医療機関名、調剤内容）
・特定健診情報（特定健診の結果等）

「不開示」とするデメリット

- ・マイナンバーカードを使用して保険証としての利用ができない
- ・マイナポータルで被保険者情報が閲覧できない
- ・マイナンバーカードを使用して医療機関や薬局で診療・調剤・特定健診等の情報を共有できない等



総務省「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書」(2021.12.28)

「ii)DV等被害者支援措置に係る情報の取扱い

DV等被害者支援措置に係る情報については、住所地から住所地以外の市町村への個別連絡で対応せざるを得ないことや、都道府県等の関係機関等にDV等被害者に対する的確な支援のために必要となる情報を共有する仕組みが整備されておらず、・・・被害者に係る情報の加害者への漏洩の懸念が払拭できない・・・関係府省において、より幅広く検討することが求められる。」(15頁)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000785599.pdf

マイナポータルにより取得できる自己情報（主なもの）

○ 番号法に基づき行政機関等間で照会・提供する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

世帯	○世帯の属性の情報 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み
地方税	○住民税の所得情報、賦課年度
健康・医療	○医療保険の資格・給付情報（保険者名、資格適用開始日、高額療養費限度額等） ○予防接種の情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） ○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） ※特定健診情報：令和3年10月（令和2年実施分以降） ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報：令和4年度に連携開始予定
子育て	○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等） ○母子保健法による妊娠の届出情報 ○高等学校等就学支援金に関する情報 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年2月から追加 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、高額介護費等）
雇用・年金	○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 ○公的年金給付の支給に関する情報

マイナポータルが「芋づる式」に個人情報を集めて回る仕組み

34

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。



※行政機関等の情報連携（令和3年度実績）約1.7億件／年

次期通常国会で予定するマイナンバー法改正(デジタル庁資料)

35

(2022年11月29日 第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG)

①マイナンバーの利用範囲の拡大(社会保障・税分野から幅広い分野での利用を目指す)

1. 国家資格等(社会保障制度等以外の国家資格等に関する事務)
2. 自動車登録(引越しの際の自動車変更登録の事務)
3. 在留外国人の行政手続き(外国人の在留資格の更新等の事務)
4. その他(災害弔慰金の事務や国家公務員の諸手当の支給に関する事務等)

②より迅速な情報連携に向けた法令の規定の見直し

- マイナンバーを利用できる事務を定めている法別表第一は、現行の形式を維持しつつ、
- ・法定されている事務に準ずる事務であれば、**法律に規定がない事務も**マイナンバーの利用を可能とする
 - ・情報連携できる事務を定めている法別表第二を下位法令に規定することで、別表第一で**マイナンバーの利用が認められている事務であれば**、迅速な情報連携を可能にする

利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止する番号法の個人情報保護措置がなし崩しに

③公金受取口座の登録促進

給付等を行う行政機関等が口座情報等を保有している場合、**不同意の回答をしなかった場合は登録する制度**(行政機関等経由登録の特例制度)を創設

④在外公館におけるマイナンバーカードの交付

国外転出者が在外公館を経由してマイナンバーカードの交付・電子証明書の更新等の手続きを可能に

⑤マイナンバーカードの券面の一部見直し

氏名のフリガナの記載。希望者に氏名のローマ字表記及び西暦の生年月日を、追記欄に記載

国家資格はマイナカードで管理システムに登録（2021年法改正）

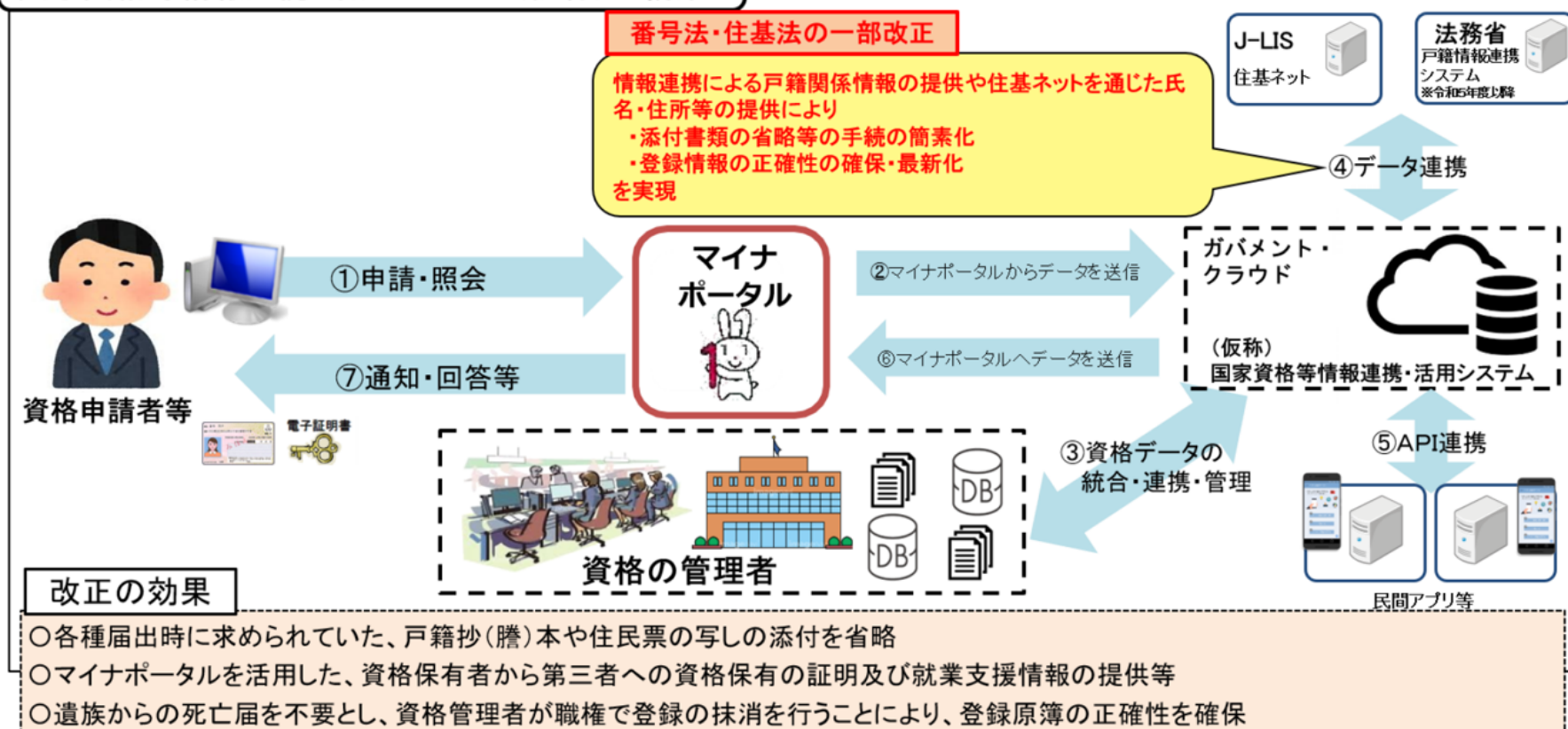
▼社会保障関係32国家資格
 医師 歯科 薬剤師 看護師 准看護師 保健師 助産師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 義肢装具士 言語聴覚士 臨床工学技士 診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士 歯科技工士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師 救急救命士 介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師 管理栄養士 栄養士 保育士 介護支援専門員 社会保険労務士 税理士

▼利用拡大を検討
 行政書士、司法試験、教員、調理師、理容師、美容師、建築士、通訳士、など

「個々の国民がその利用等を拒否できる制度とはしていない」（2021年3月3日参院予算委員会福島委員への平井大臣答弁）

- 昨年のデジタル改革関連法において、マイナンバー法等を改正し、税・社会保障に関する32の国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携が可能となった。
- 令和5年度までにデジタル庁において資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度に「国家資格等のデジタル化」を開始する。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

マイナンバーカードがないと生活しにくい社会を作ろうとしている

37

大部分はマイナカード内蔵の電子証明書の発行番号を個人識別コードとして利用し個人情報と紐付け

「・・・カードに搭載されている個人を認証する仕組みでは、「発行番号」というものが別途使われている。

実は、この番号にもマイナンバーと同様の個人識別能力があるのだが、番号法とは別の法律に基づいており、利用規制は特段かかっていないのだ。

ところが政府は、この発行番号を顧客データと紐(ひも)付けて使うことを民間業者に推奨している。これではいくらマイナンバーを厳しく管理したところで、個人データが勝手に蓄積されていくことは止められない。・・・」

(朝日2022年11月25日神里千葉大学大学院教授の「月刊安心新聞+」)

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10～本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10～)

マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
 - ②カードの健康保険証利用申込
 - ③公金受取口座登録
- をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(～R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③はR4.6.30開始)

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R4.2.15対象人口:10,997万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R4.7.18現在、**民間事業者160社**がサービスを提供)

マイナポータル

- 子育て関連手続の**申請等**をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)**の確認が可能

職員証・社員証としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
 - ⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画(R4.6.7閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
- **運転免許証**(～R7.3までに実現)その他の国家資格証、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワークカード**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの搭載、R5.5.11開始予定。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

【マイナンバーの利活用拡大のための検討タスクフォース第1回2022年11月9日デジタル庁提出資料1-1】

マイナンバーカード内蔵の電子証明書の民間利用を推奨(利用規制がない)

38

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

電子証明書の発行(シリアル)番号

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書
①イメージ

氏名	花子 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区西葛2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行所	総務省

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書
①イメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行所	機関

利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバー
概要資料
平成元年8月版
(内閣官房・内閣府)
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11722476/>
www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/seidogaiyou.pdf

マイナカード利用で個人情報を紐付け(例:マイキープラットフォーム)

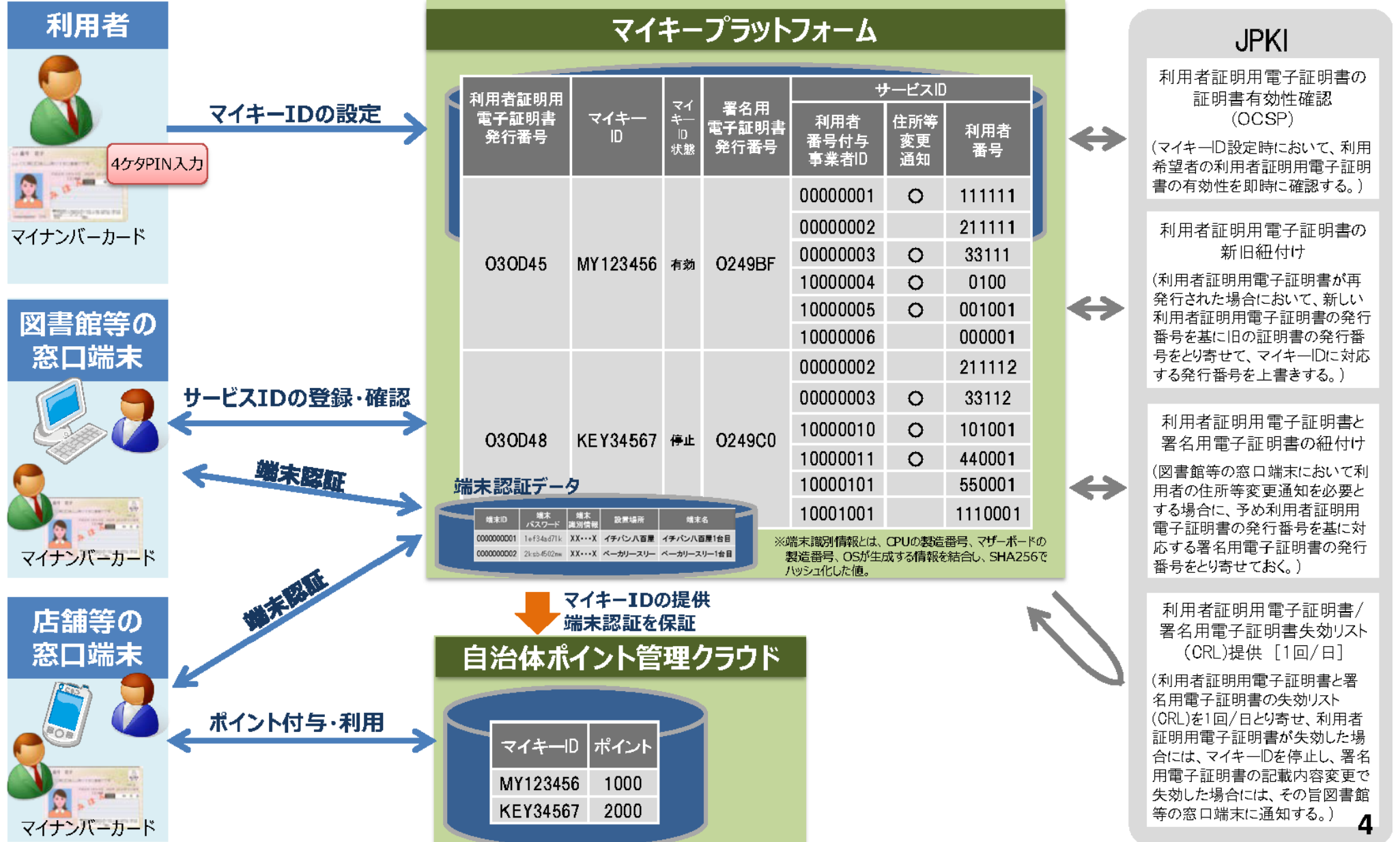
39

図書館など公共施設の利用者カード、学習講座などの受講者カード、健康体操やボランティア事業などへの参加記録なども、マイキーIDにひも付けて管理

総務省が設置ーデジタル庁が運用番号法の根拠はなく利用が規制されない

【マイキープラットフォーム構想の推進について(総務省)平成30年4月9日(未定稿)】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000550978.pdf



本人が選択できる運転免許証のマイナンバーカード一体化

道路交通法改正案
2022年4月19日成立

2024年度末にマイナンバー
カードとの一体化を開始
(前倒しを検討)

**運転免許証との選択制(併用
も可能)**

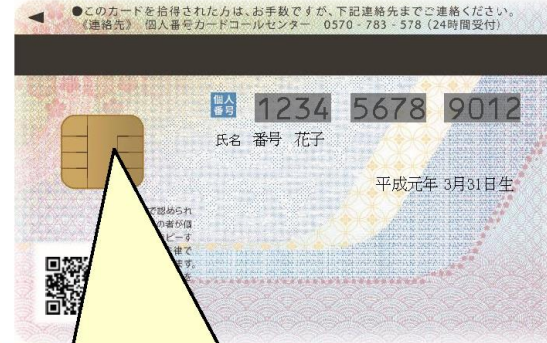
そのために、警察庁及び都道府
県警察の運転免許の管理等を行
うシステムを令和6年度(2024年
度)末までに警察庁が整備する共
通基盤(警察共通基盤)上に集約
将来は、運転免許以外の情報も
集約していく計画

【マイナンバー制度及び国と地
方のデジタル基盤抜本改善WG
第4回2020年11月10日資料4
警察庁説明資料】

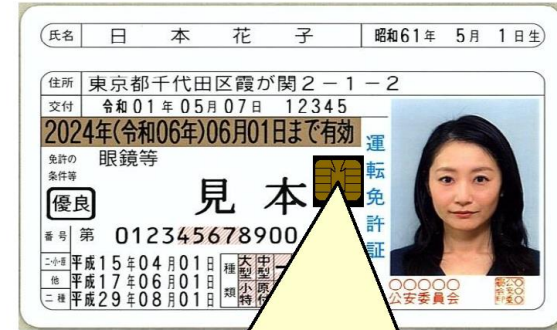
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/siryou4.pdf

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合(イメージ)

現
行



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、性別、有効
期間、個人番号)
- 顔写真



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、免許証交付年月日、
有効期間の末日、免許種類、免許証番号等)
- 本籍
- 顔写真

※ 携帯端末
を用いた交
通反則切符
の自動作成
に活用

一
体
化
後



共通の情報

氏名、生年月日、住所

マイナンバー固有の情報

性別、有効期間、個人番号、
顔写真

免許固有の情報

交付年月日、有効期間、
免許種類、免許番号、
本籍、顔写真等

← 技術的に、警察がアクセス
できないようにする方向で調
整する予定

- 携帯端末を用いた交通反則切
符の自動作成に活用。
取締りに要する時間が短縮。

注) 違反歴は含めない
取締り実務・セキュリティの観
点から不要。